

平成26年1月10日  
山口県報号外第1号  
監査公表第1号別冊

## 包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山 口 県 監 査 委 員

## 平成 24 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

農林水産振興事業に関する財務事務及び事業の管理について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果（総括事項）</p> <p>3 指摘事項及び意見の概要</p> <p>(1) 負担金補助及び交付金</p> <p>ア 補助金交付団体への指導や監査方法については、特に定まったものはなく、補助金交付団体から計算書類の提出が行われているのみである。 指導や監査方法について定める必要がある。 (該当事業：やまぐちの農水産物需要拡大対策事業、森林整備加速化事業他)</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部企画流通課・農林水産部森林整備課)</p> <p>やまぐちの農水産物需要拡大対策事業については、平成 25 年 4 月 18 日に、指導や監査方法について補助金検査要綱を制定し、その要綱に基づき、7 月 24 日、8 月 7 日に検査を実施し適正に処理されていることを確認した。</p> <p>森林整備加速化事業については、検査の実施にあたり、補助金交付団体が提出する計算書類に加え、指導や監査方法について定めた「山口県造林補助事業検査内規」に基づき、請負契約書、着手・完了届、完成検査調書等の各種書類による事業の完了確認を行っており、今後も引き続き、本内規に基づき補助金交付団体への指導に努めることとする。</p>	措置済み
<p>イ 補助金の交付事務の合规性、適正性等を確保するため、審査チェックシートにより確認を行っているが、その記載内容の一部に具体性が欠けている項目がある。 特に「補助効果の測定」について記載することになっているが、その内容が曖昧であり具体的に記載する必要がある。 (該当事業：中山間地域等直接支払交付金事業、担い手総合支援資金制度対策事業他)</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課・農林水産部企画流通課)</p> <p>中山間地域等直接支払交付金事業については、審査チェックシートは、全庁的な様式であり、一般的な記載としている。</p> <p>効果の測定については、それぞれの事業でアクションプラン等を策定し、年度目標、事業評価等を行い、公表している。</p> <p>平成 25 年 4 月から審査チェックシートに公表資料等を添付するなどの対応をとることとし、内容がより具体的にわかるようにした。</p> <p>担い手総合支援資金制度対策事業については、平成 25 年度の補助金交付時から、効果の測定について既存のチェックシートを修正し、特定農業法人数や新規就農者数により、当該事業の補助効果が確認できる指標を記載し、補助効果の判断基準が具体的に分かる記載内容とした。</p>	措置済み
<p>ウ 継続的な事業の補助に際して例年と同じであるとの理由で同額の金額で補助金の支出を行っている事業や、厳密な積算が必要と思われる補助金の支出を行っている事業がある。 補助対象事業であるかどうかの判断や、さらには、そ</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課)</p> <p>ニューファーマー総合支援対策事業については、平成 24 年度事業実績報告時に、当該事業に係る経費の区分ごとの詳細を提出させ、内容について適正であることを</p>	改善途中

の補助金額の計算について精緻化する必要がある。  
(該当事業：ニューファーマー総合支援対策事業他)

【意見】

エ 補助事業の実施に際して、その効果である具体的な目標数値が設けられていないため、補助効果の測定が曖昧なものとなっている。

第三者にも分かるような目標値の設定を検討する必要がある。

さらに、どのような効果があったのか、または、効果が見込まれるのか分かるように記載する必要がある。  
(該当事業：企業と協働した地域農業活性化事業、山口の牛づくり推進事業他)

【意見】

オ 実績報告書の事業費が補助金額と同額であり、その実績金額の裏付けに乏しく、補助率の算定が正しくできないものがある。

さらに、当初、予算化していても決算額がゼロのものや当初の予算額がゼロであっても決算額に計上のあるものがある。

(該当事業：ニューフィッシャー確保育成推進事業)

【指摘】【意見】

カ 県は、補助金交付額の確定時において、提出された実績報告書を審査しているが、帳簿や証憑書類との照合を実施している記録がない。

しかしながら、補助金の対象となる経費費目の範囲等について補助金の支出先の判断と県の判断が異なることも考えられるので、帳簿や証憑書類等の審査も行う必要がある。

証憑書類の量が多い場合などは、実績報告書への添付が難しく、このような場合における支出の内容チェックについてはその取扱いを定める必要がある。

(該当事業：やまぐちの農水産物需要拡大対策事業、木材利用加速化事業他)

【指摘】【意見】

キ 補助金の概算払いが予算執行計画に基づいて行われているが、概算払いの金額算定に定まったものがない。また、概算払いの計画時期と実際の支払時期が相違しているものがある。事業費補助の点から、適正な事業費支出の経過に応じて、補助金を交付する必要がある。

(該当事業：やまぐち集落営農生産拡大事業、やまぐち

確認した。

平成 25 年度事業については、前年同額の事業であっても、計画段階から事業規模、実施内容、補助事業対象であるか否かを計画書及びヒアリングにより確認し、必要な補助額等の確認を行った。今後、実績報告時に当該事業に係る経費の詳細を提出するよう文書等を発出し、補助金額の精査を行うこととする。

(主務課・室 農林水産部農業振興課・農林水産部畜産振興課)

企業と協働した地域農業活性化事業は、平成 24 年度で廃止事業であるが、実績報告において事業効果の分かる成績書を添付させ、内容を確認している(平成 25 年 3 月)。また今後同様の事業を実施する場合には、目標を数値化して示すなど、第三者にも理解しやすいものを設定することとする。

山口の牛づくり推進事業については、補助事業実施に伴う経済効果等について、今後検証を行う。

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

ニューフィッシャー確保育成推進事業については、事業実施に当たっては、計画的な事業実施により予算と決算に乖離が生じないよう、交付決定時及び進捗状況確認時に指導しているところである。

(主務課・室 農林水産部企画流通課・農林水産部森林企画課)

やまぐちの農水産物需要拡大対策事業については、平成 25 年 4 月 18 日に、帳簿や証憑書類との照合や支出の内容チェックについて補助金検査要綱を制定し、確定時に補助簿を作成させ、帳簿等との照合を行うこととした。

木材利用加速化事業については、指摘の趣旨を踏まえ、平成 24 年度事業より、実績報告書の内容に係る検査時に契約書、請求書、領収書等の関係書類の内容を確認するとともに、確認した書類の写しを検査復命書に添付した上で補助金額の確定を行うよう見直した。

(主務課・室 農林水産部農業振興課)

やまぐち集落営農生産拡大事業は平成 24 年度で廃止済みであるが、後継事業である「需要対応型産地育成事業」において、意見の趣旨を踏まえ、適正な補助金交付となるよう改善するため、概算払時に執行状

改善途中

改善途中

措置済み

措置済み

花き産地強化対策事業他)

【意見】

ク 補助金により取得した農業用機械等については、その耐用年数到来まで処分等の制限が設けられているが、耐用年数到来まで補助目的に利用され、処分等がなされていないことの確認は、現在制度としては行われていない。補助金により取得した資産が適切に利用されていることを確認する方法について、検討する必要があると考える。

(該当事業：やまぐち集落営農生産拡大事業、木材利用加速化事業)

【意見】

ケ 検査結果書類においては、検査で確認した書類等の名称や検査で立会した相手の所属や氏名あるいは他の検査職員の氏名などを記録することになってはいない。また、検査の状況や内容等についても記録の実施がなされていない。

検査結果書類には、これらの事項について記録する必要があるものとする。

(該当事業：県産木材利用促進総合対策事業、公益森林整備事業)

【意見】

況、支出状況を確認した上で支出時期及び支出額を判断するよう、関係機関に通知した(平成25年7月)。

やまぐち花き産地強化対策事業は平成24年度に廃止済みであるが、類似の花き振興体制強化事業において、意見の趣旨を踏まえ、適正な事業費支出の経過に応じた補助金の交付手続きについて、事業主体に対する事業説明(平成25年5月)により、周知徹底を図った。

(主務課・室 農林水産部農業振興課・農林水産部森林企画課)

やまぐち集落営農生産拡大事業は平成24年度で廃止済みであるが、後継事業である「需要対応型産地育成事業」において、意見の趣旨を踏まえ、事業実施要領の中に「耐用年数の残存期間中は、補助事業者である市町は財産の管理状況を把握し、適切に管理運営されるよう指導すること」を新たに明記した。

また、処分についても補助金交付の条件に「定められる期間内においては、知事の承認を受けずに処分等をしてはならない(処分する場合は申請を要する)」旨を明記している。

以上のことを踏まえ、補助事業により取得した農業用機械等が適切に利用されているかを確認する方法を検討した結果、事業実施状況報告により確認することとした。

木材利用加速化事業については、山口県森林整備加速化・林業再生事業実施要領を平成25年3月29日付けで改正し、「機械施設等の管理」及び「事業成果の報告」を規定するとともに、施設の利用状況を毎年度確認することとした。

(主務課・室 農林水産部企画流通課・農林水産部森林整備課)

県産木材利用促進総合対策事業は平成24年度に既に廃止済みであるが、類似のやまぐち県産木材利用拡大総合対策事業において、意見の趣旨を踏まえ、検査調書に立会者等を記入する欄を設ける等の改善を平成25年3月29日に行った。なお、新たに記入欄を設けた項目については、適正に記録を行っている。

公益森林整備事業については、事業の目的や内容等を踏まえた完了検査の実施方法を、「山口県公益森林整備事業検査要領」として明確に定めており、引き続き、本要領に基づく適正な検査の実施に努める。

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課・

措置済み

措置済み

(2) 委託料

<p>ア 随意契約の理由や契約内容等の見直しを行う必要があるものや事業の効率性に配慮して契約を締結する必要があるものとする。</p> <p>(該当事業：下関漁港地方卸売市場特別会計繰出金、森林地籍情報デジタル化事業他)</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p style="text-align: right;">農林水産部森林企画課)</p> <p>下関漁港地方卸売市場特別会計繰出金については、現在、下関漁港地方卸売市場は、特定漁港漁場整備事業による高度衛生管理に対応した市場整備を行っており、その中で漁港市場の管理運営についても検討している。</p> <p>今後、全体のあり方の中で業務委託全てについて見直していく予定である。</p> <p>森林地籍情報デジタル化事業については、随意契約の理由や契約内容等については、必要に応じて見直しを行うこととしている。</p> <p>指摘後直ちに、月次ベースで数量を管理することとし、事業の効率性も念頭に入れ、業務を執行している。</p>	<p>改善途中</p>
<p>イ 実績報告書の予算額と精算額は同額あるいは乖離しており、予算額の積算の妥当性が曖昧なものとなっている。予算額と精算額を精査して、適正に算出する必要があると考える。</p> <p>(該当事業：ニューファーマー総合支援対策事業、山口の牛づくり推進事業、水産動植物種苗生産業務等委託事業)</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課・農林水産部畜産振興課・農林水産部水産振興課)</p> <p>ニューファーマー総合支援対策事業は平成24年度に廃止済みであるが、今後、類似の事業を実施する際には、計画段階で事業規模、実施内容等を精査するとともに、事業実施にあつては事業対象であるか否かの確認を徹底する。</p> <p>山口の牛づくり推進事業については、意見後直ちに、委託料積算の精緻化と支出実績の精査を行うとともに、平成24年度からは委託先との間で積算根拠や支出方法等についての事前協議を行い、十分理解された上で業務が適正に行われるよう体制を整えた。</p> <p>水産動植物種苗生産業務等委託事業については、指定管理料は、過去3年間の魚種別生産原価に基づく生産経費と、指定管理に係る標準単価に基づく人件費により積算していることから、指定管理料は適切な方法及び金額で設定されていると考えている。</p> <p>なお、指定管理者制度の特性上、県と指定管理者の予算積算内容に差が生じることは当然である。また、予算と実績に差が生じた場合には、包括協定に基づく変更年度別協定を締結しており、適切に対応している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 当初設計に正確性を欠いたため、契約変更を行ったと思われるものがある。また、契約変更の検討を行う必要があると思われるもので「軽微な変更」として契約変更としていないものがある。当初設計の予定価格を超過する委託料となっており、当初設計の内容や予定価格の積算の精度を上げる必要がある。</p> <p>(該当事業：おいでませ！やまぐち花いっぱい事業、全国植樹祭推進事業他)</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課・農林水産部森林企画課)</p> <p>おいでませ！やまぐち花いっぱい事業は平成23年度に廃止済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、予定価格の決定や契約の変更の適切な執行について、担当者会議(平成25年5月)で周知を図った。</p> <p>全国植樹祭推進事業は平成24年度に廃</p>	<p>措置済み</p>

<p>エ 委託契約の完了検査の担当者の要件や検査調書の記載要件・写真撮影の年月日の記載要件などについてルールを設ける必要がある。 (該当事業：森林づくり担い手支援総合対策事業、竹繁茂防止緊急対策事業)</p>	<p>止されているが、今後、類似事業がある場合は意見を踏まえ、当初設計の内容や予定価格の積算については精度を上げるように努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 外部委託している事業について、人的・物的財産と施設が整った農林総合技術センターや水産研究センターをさらに活用する方法を検討する必要がある。 (該当事業：森林づくり担い手支援総合対策事業、カイガラアマノリ養殖実用化試験事業)</p>	<p>【意見】 森林づくり担い手支援総合対策事業については、意見を踏まえ、委託契約の完了検査の担当者の要件や検査調書の記載要件・写真撮影の年月日の記載要件など、他の工事関係等のルール等を参考とし設定した。 竹繁茂防止緊急対策事業については、事業の目的や内容等を踏まえた完了検査の実施方法等を、「竹繁茂防止緊急対策事業委託要領」の中で明確に定めており、引き続き、本要領に基づく適正な検査の実施に努める。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(3) 貸付金その他 ア 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業 長引く木材価格の低迷などにより、造林事業の投資額の回収能力（借入金返済能力）が懸念され、県の行政コストの増加に繋がる恐れがある。このような事態を回避するためには、県の積極的な関与とともに財団法人やまぐち農林振興公社の自助努力が求められる。 県は、財団法人やまぐち農林振興公社が造林事業に係る長期的な事業コストを常に把握し、それから生じるリスク対策に早期から最善の取組みを行うよう監督する必要がある。</p>	<p>【意見】 (主務課・室 農林水産部森林企画課・農林水産部水産振興課) 森林づくり担い手支援総合対策事業については、意見を踏まえ、農林総合技術センターの現状を確認し、さらに活用していく方法について検討を行うこととする。 カイガラアマノリ養殖実用化試験事業は平成23年度に既に廃止済みであるが、類似のカイガラアマノリ生産技術開発事業においては、意見の趣旨を踏まえ、平成25年度から水産研究センターにおいて事業を実施している。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ア 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業 財団法人やまぐち農林振興公社は森林資産について、「公益法人会計基準」（平成20年4月11日改正平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会）及び「林業公社会計基準」（平成23年3月17日全国森林整備協会策定）に準拠して、森林資産情報の注記等の処理を財務諸表において行う必要がある。</p>	<p>【意見】 (主務課・室 農林水産部森林企画課) 分収造林事業の課題・問題点を検証しながら、県としてどのような改善策を進めていくのかなど、今後の在り方について検討中。</p> <p>【指摘】 (主務課・室 農林水産部森林企画課) 指摘の趣旨を踏まえ、森林資産情報の注記等を平成24年度決算より財務諸表において行った。</p>	<p>改善途中</p> <p>措置済み</p>

<p>ア 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業 財団法人やまぐち農林振興公社は、県の指導のもと経営改善計画を策定し、現在その取り組みを行っており、その進捗状況も併せて情報開示する必要があるものと考ええる。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課) やまぐち農林振興公社と県で組織する「見直し検討会」において、開示方法等について検討中。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>ア 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業 これからの財団法人やまぐち農林振興公社による造林事業の継続・分離等を早急に検討する必要があるものとする。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課) 分収造林事業の課題・問題点を検証しながら、県としてどのような改善策を進めていくのかなど、今後の在り方について検討中。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>イ 預託牛育成事業 預託牛の適正飼育頭数は210頭としているが、平成21年度から210頭を超える飼育実績となっている。平成23年度は277頭となっている。このような状況が続くようであれば、外部委託を検討する必要があると考える。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部畜産振興課) 平成26年度末までに、哺育牛の預託業務は畜産技術部本場に集約し、育成牛は民間の預託事業を利用することにより効率的に実施することとした(平成25年度)。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>ウ 貸付金の融資枠と融資実績 融資枠と融資実績に乖離があり、資金の有効利用が図られていない。 制度融資の存在意義を示すためにも、普及啓発活動を活発に行うとともに、融資枠についても再検討を行う必要がある。 (該当事業：下関漁港振興対策融資事業、担い手総合支援資金制度対策事業)</p>	<p>(主務課・室 農林水産部企画流通課) 担い手総合支援資金制度対策事業は、制度の窓口となる融資機関・農林事務所等の担当者向けの説明会を開催しており、天候不順等により資金需要が高まる際は、その都度HP上で資金の普及啓発を行うなど、あらゆる機会を通じて制度の利用促進に向けて一層努めている。また、下関漁港振興対策融資事業は、借受者が限定されているため、融資機関を通じて制度の利用促進に努めている。 融資枠についても再検討を行った結果、大規模な自然災害等が発生した場合の生産者の資金需要の急増なども考慮しておく必要があること、また、農業・水産の振興対策や当事業の目的、さらには、県の最重要課題である「産業力の強化」に向け生産者の資金需要に的確に対応する必要があることから、引き続き従来どおりの融資枠を確保する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>第4 個別監査結果</p>		
<p>1 農林水産政策課</p>		
<p>(1) 鳥獣捕獲緊急対策事業</p>		
<p>キ 監査結果</p>		
<p>(ア) イノシシ徹底捕獲業務の委託契約書においては、業務完了時に成果報告書を提出することになっているが、長門市及び柳井市は提出日が4月となっており、年度内の履行が確認できない。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農林水産政策課) 成果報告書の提出期限厳守について、受託団体に平成24年12月17日付けで通知済み。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>(イ) イノシシ徹底捕獲業務仕様書では、捕獲頭数の定期報告を求めている。 第1回目の報告を10月14日までに、第2回目を3月9日までに報告するよう定めているが、最終の成果報告書しか提出されていない。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農林水産政策課) 平成23年度分については、全ての成果報告書を平成24年10月に受領済。 平成24年度からは、仕様書に全ての報告期限を明記し、全て期限内に提出され</p>	<p>措置済み</p>

また3回目の提出日については別途通知するとしているが、別途通知がされていない。

【指摘】

(ウ) 大型イノシシ用箱わなの購入については、各農林事務所に予算(備品購入費)を配賦し、農林事務所で所用の手続きの上購入し、事務所の備品として管理等をしている。

しかしながら、農林水産政策課から農林事務所に予算を配賦する際、地元調整が不十分であったことから、一部の農林事務所では購入した箱わなの大半を他の農林事務所に保管転換する事態に至っており、計画性に欠けると言わざるを得ない。計画性をもって、事業を進めるべきである。

【意見】

(ウ) 平成24年度からは、委託料の中に箱わな購入費を組込み、受託団体に購入させ、受託団体の備品(財産)として管理させるシステムとしている。

このシステムが合理的であると判断したのであれば、平成23年度購入分についても、農林事務所の備品とはせず、受託団体に対して譲渡することを含めて検討する必要がある。

【意見】

(カ) 山口農林事務所

a 箱わなに備品番号等が表示されているか否か不明である。備品表示票を貼付し、写真を記録として残しておく必要がある。

【意見】

b 貸借契約の更新に当たり、現地における現物確認の記録が残っていない。写真とともに、記録として残しておく必要がある。

【意見】

(ク) 下関農林事務所

箱わなの納品は平成23年7月15日に行われ、受領の確認を行っている。納品後、7月から8月にかけて箱わなの設置を行っているが、各わなの設置の確認は平成24年2月20日付で行われている。わなを設置後、適切な設置が行われているか速やかな確認が必要である。

また、わなに係る物品貸付契約の期間は、平成24年3月31日までとなっており、翌年度も更新されている。契約期間の終了時点で貸与物品の確認が求められている。2月20日の設置の確認がこれを兼ねているとのことであるが、本来は別のものであり、3月下旬に行うべきものである。

【意見】

(2) 鳥獣被害防止対策支援事業

エ 監査結果

(ア) 補助金交付団体への指導・監督について、各市町から計画書及び報告書が提出され、その内容を確認する

た。

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)  
イノシシ被害のほとんどを占める水稻の収穫期前に設置する必要があり、初年度の平成23年度においては、地元調整と発注手続きを同時並行で行う必要があったという理由があったものの、意見の趣旨を踏まえ平成24年度は事前に十分地元調整を行うことにより計画的に事業を進めた。  
なお、当該事業は平成24年度をもって終了している。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)  
平成23年度の農林事務所が購入した箱わなについては、農林事務所による現地における現物確認を実施した上で、物品貸与契約が完了した平成24年度末に受託団体に対し無償譲与済。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)  
平成24年10月に備品表示票を確認、写真撮影を行い記録として保存した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)  
平成24年度末の現物確認実施の際、写真撮影を行い記録として保存した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)  
平成24年度においては、わなを設置後速やかに適切に設置されているかを確認した。  
また、わなに係る物品貸与契約期間の終了時に貸与物品の確認を行った。  
なお、当該事業は平成24年度をもって終了している。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)  
実績報告書の提出期限厳守について、平

措置済み



方法で指導等している。山口県鳥獣被害防止総合対策事業交付金交付要綱第8条第2項では、3月20日までに実績報告書の提出が定められているが、下関市については3月28日提出となっており、当該要綱に反している。

【指摘】

(イ) 緊急雇用対策では、平成22年度の緊急雇用人件費の割合が50%を下回っている。基金の全庁的な金額のうち、緊急雇用人件費の割合が50%になればよいとの説明であるが、基金の性質を考えると各事業で50%を超えなければならないと考える。

【意見】

(3) 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業  
ウ 監査結果

(ア) 造林事業は、その投資からその回収までが超長期間となる収支構造であることから、その間の社会経済情勢の変化に伴うリスクを負うといった特殊な事業経営の側面を併せ持っている。そして、長引く木材価格の低迷などにより、造林事業の投資額の回収能力（借入金返済能力）が懸念され、県の行政コストの増加に繋がる恐れがある。このような事態を回避するためには、県の積極的な関与とともに財団法人やまぐち農林振興公社の自助努力が求められる。また、県は財団法人やまぐち農林振興公社が造林事業に係る長期的な事業コストを常に把握し、それから生じるリスク対策に早期から最善の取組みを行うよう監督する必要がある。

【意見】

(イ) 財団法人やまぐち農林振興公社は造林会計を一般会計とし、同会計の支出総額（非資金的経費を含む。）から収入総額（発生ベース）を控除したものを森林勘定とし、貸借対照表計上額はその累計額となっている。

この森林資産について、「公益法人会計基準」（平成20年4月11日改正平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会）及び「林業公社会計基準」（平成23年3月17日全国森林整備協会策定）に準拠して、森林資産情報の注記等の処理を財務諸表において行う必要がある。

【指摘】

(ウ) 山口県の木材価格は下落を続けており、直近の価格を前提とした場合、予想される木材販売収入のみでは県からの貸付金20,951百万円及び貸付金利息の未収金10,813百万円（平成23年度末）が回収できなくなる事態が想定される。

これらの損失は財団法人やまぐち農林振興公社が拡大造林の推進、山村地域の振興など公共性の高い目

成24年12月5日付けで実施主体に通知済み。

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)  
厚生労働省作成の雇用創出基金事業に関するQ&Aにおいて、緊急雇用人件費割合に係る要件は、個々の事業には課さず、各年度ごとの県が作成する事業計画全体の要件とされていることから、対応は困難であるが、意見の趣旨を踏まえ、当該対策を実施する場合は、他事業の人員費割合の状況を踏まえて人員費割合を調整しながら事業執行していくこととした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)  
分収造林事業の課題・問題点を検証しながら、県としてどのような改善策を進めていくのかなど、今後の在り方について検討中。

改善途中

(主務課・室 農林水産部森林企画課)  
指摘の趣旨を踏まえ、森林資産情報の注記等を平成24年度決算より財務諸表において行った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)  
やまぐち農林振興公社と県で組織する「見直し検討会」において、開示方法等について検討中。

改善途中

的を実現するため公益法人として設置されたこと、またその運営を県が実質的に行っていること等から県の負担において処理せざるを得ないものと考えられる。

このような情報開示を県民に対して行う必要がある。

また、財団法人やまぐち農林振興公社は、県の指導のもと経営改善計画を策定し、現在その取組みを行っており、その進捗状況も併せて情報開示する必要があるものと考えられる。

【意見】

(エ) 財団法人やまぐち農林振興公社の造林事業は、大変厳しい経営状況及び財務状況にある。イ(イ) 林業公社の改革の動向を参考に、これからの公社による造林事業の継続・分離等を早急に検討する必要があるものと考えられる。

【意見】

#### (4) 下関漁港地方卸売市場特別会計繰出金

##### ウ 監査結果

(ア) 下関漁港地方卸売市場の施設・設備の監視保全業務委託及び(イ) 下関漁港福利厚生施設運営管理業務委託の契約とも、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものである。」との理由で、随意契約としているが、このような業務を委託できる業者は存在し、その理由としては妥当なものと思われない。

平成 24 年度においては、(ア) と (イ) の業務委託契約を統合し「下関漁港地方卸売市場施設管理運営業務」として、一般競争入札にて発注している。但し、業務の一部について個人 4 名に再委託が行われている。

契約方法について、再検討する必要があるものと考えられる。

【意見】

## 2 流通企画室

### (1) やまぐちの農水産物需要拡大対策事業

#### ウ 監査結果

(ア) 事業予算について事業内容ごとに算出している。事業費全体の予算と実績にはそれほど差異はないが、事業内容ごとに予算と実績を比較すると差異がある。

事業内容ごとの予算の算定根拠について申請書だけを見ても分からないので、根拠資料を提出させることが必要である。

【意見】

(イ) 予算執行計画に基づいて概算払いが行われているが、概算払い金額の算定方法について決まったものがない。

概算払い金額の算定方法について明確な基準が必要である。また、資金計画における支出金額について各月の支出額が妥当かどうかの根拠資料を提出させることが必要である。

【意見】

(主務課・室 農林水産部森林企画課)  
分収造林事業の課題・問題点を検証しながら、県としてどのような改善策を進めていくのかなど、今後の在り方について検討中。

改善途中

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)  
現在、下関漁港地方卸売市場は、特定漁港漁場整備事業による高度衛生管理に対応した市場整備を行っており、その中で漁港市場の管理運営についても検討している。

今後、全体のあり方の中で業務委託全てについて見直していく予定である。

改善途中

(主務課・室 農林水産部企画流通課)  
平成 25 年 4 月 18 日に、根拠資料の提出について補助金検査要綱を制定し、その要綱に基づき、7 月 24 日、8 月 7 日に検査を実施し、適正であることを確認した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部企画流通課)  
「味な都・やまぐち推進事業の概算払金額の算定について」において概算払金額の算定方法を定め、平成 26 年度より実施することとした。

また、平成 25 年 4 月 18 日に根拠資料の提出について、補助金検査要綱を制定し、その要綱に基づき、7 月 24 日、8 月 7 日

措置済み

<p>(ウ) 流通対策等事業補助金交付要綱の第4号様式では、「支出の内容が判る証拠書類の写しを添付すること。」となっているが、実績報告書には証拠書類の写しは添付されていない。経理担当である全農山口に保管されており、県は提出された実績報告書をチェックするのみで、帳簿や証憑書類までのチェックを行っていない。</p> <p>しかしながら内容別にみると、実績と予算が乖離している項目がある。</p> <p>証憑の量が多い場合などは、実績報告書への添付が難しく、このような場合における支出の内容の適正性をチェックする方法を定める必要がある。</p>	<p>に検査を実施し、適正に処理されていることを確認した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 交付額確定の審査に当たって、実績と予算の差異の理由等を分析し、結果を文書化する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部企画流通課) 平成25年4月18日に帳簿や証憑書類との照合や支出の内容チェックについて、検査要綱を制定し、その要綱に基づき、7月24日、8月7日に検査を実施し、適正に処理されていることを確認した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 補助金交付団体への指導、監査方法は特に決まったものではなく、経理を担当している全農山口から計算書類を県に提出することにもなっていない。ただ、監事が監査を実施することとなっているのみである。</p> <p>また、やまぐちの農水産物需要拡大協議会は県の農林水産部長が副会長に就任し、県の農林水産部流通企画室が事務局となっている組織であるが、県は計算書類、帳簿、証憑書類等を見ることはできるが、制度的な監査については定められていない。</p> <p>補助金交付団体に対する県としての指導、監査等の方法について定める必要がある。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部企画流通課) 平成25年4月18日に指導や監査方法について、検査要綱を制定し、その要綱に基づき、7月24日、8月7日に検査を実施し、適正に処理されていることを確認した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(2) 学校給食県産食材利用加速化事業</p>	<p>(主務課・室 農林水産部企画流通課) 平成25年度から、計画と大幅な変更がある場合には、変更理由を記載することを実績報告書の様式で定めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 監査結果</p> <p>水産物利用拡大型加速化事業の実実施計画と実績報告を対比したところ、次のような点が判明した。</p> <p>当初の計画では、「県内4市（7地区）の小・中学校においては、県央から県西部の瀬戸内海で水揚げされるハモの切り身、すり身、つみれ、ハンバーグ等の加工品を給食メニューにアレンジし、児童・生徒等に提供する。3市（5地区）においては地元で水揚げされる、穴子、アジ、メダイ、イカ等の代表的魚、また海苔の加工品を給食メニューにアレンジし、児童・生徒等に提供する。」とのことであった。</p> <p>ところが、実績報告書では「10市町においては、地元で水揚げされる八頭、真鯛、タコ、連子鯛等の代表的な魚等の加工品を給食メニューにアレンジし児童・生徒等に提供した。1市においては県央から県西部の瀬戸内海で水揚げされるハモの切り身、すり身等の加工品を給食メニューにアレンジし、児童・生徒等に提供した。1</p>	<p>(主務課・室 農林水産部企画流通課) 平成25年度から、計画と大幅な変更がある場合には、変更理由を記載することを実績報告書の様式で定めた。</p>	<p>措置済み</p>

市においては、地元で水揚げされるアジ、八頭、タコ、太刀魚、サザエを調理実習の食材として提供した。」と大幅な変更を行っている。

このような大幅な変更については、その理由を実績報告書に明記する必要がある。

【意見】

(3) せとうちの「おさかな」消費拡大事業

ウ 監査結果

(ア) 平成23年度せとうちの「おさかな」消費拡大事業はプロポーザル方式での業務委託契約となっている。プロポーザル方式を実施した際の、審査委員会における審査表には各委員が総評としてコメントを記入するようになっているが、全く未記載の審査員が数名見受けられた。一方で、しっかりとしたコメントを記載して、どう採点に反映させたかが分かる審査員もいた。

自由記入欄とは違い、総評欄は少なくとも審査状況・結果コメントを記載すべきであり、審査経緯が分かるようにしておく必要がある。

プロポーザル方式の審査の場合は特に提案内容の質が重要なため、その点をどう判断したか、主観的な部分のコメントが必要と考える。

【意見】

(イ) 請求明細が業務受託者より送付されているが、支出証憑の添付がないため、支出の実在性が確認できないので支出証憑の添付を検討する必要がある。

【意見】

(ウ) 業務受託者から業務報告書を受領しているが、それを受けての費用対効果や次年度への引き継ぎ、所見等の記載がなされていない。

瀬戸内海の水産資源のブランド化という行政目的がどのように達成されたのかについて記載をさせる必要がある。

【意見】

(4) 下関漁港振興対策融資事業

ウ 監査結果

融資枠と融資実績に乖離があり、資金の有効利用という面では必ずしも満足いく結果ではない。また、当該制度融資の目的の一つに「市場取扱量の増加を図ること」とあるが、年々の市場規模を把握できる資料がなく、事後的な検証ができていない。

制度融資の存在意義を示すためにも成果を把握していく体制が必要である。

【意見】

ウ 監査結果

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

せとうちの「おさかな」消費拡大事業は平成24年度で事業終了であるが、意見の趣旨を踏まえ、今後、類似の事業実施の際には、審査状況・結果コメントの記入について改善し実施する。

措置済み

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

せとうちの「おさかな」消費拡大事業は平成24年度で事業終了であるが、意見の趣旨を踏まえ、今後、類似の事業実施の際には、支出証憑の添付を義務付け実施する。

措置済み

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

せとうちの「おさかな」消費拡大事業は平成24年度で事業終了であるが、意見の趣旨を踏まえ、今後、類似の事業実施の際には、費用対効果や次年度への引き継ぎ、所見等の記載を行うよう改善し実施する。

措置済み

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

融資枠と融資実績の乖離については、資金の目的が、近年、市場取扱量の減少等に伴い市場機能の低下が著しい下関市南部3水産市場の活性化を図るためであること、また生鮮水産物等の集荷が拡大され市場取扱量が向上けば、資金需要が発生し、それに対応する必要があることから、十分な融資枠を確保する必要があるといえる。

また、市場取扱量について、日々の取扱状況の報告を求めた上で、事後的な検証に努める。

改善途中

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

特に、買受人購買力増強枠対策資金については、一年を通じて融資実績が設定枠の5割に満たないので、融資枠について検討を行う必要がある。

【意見】

融資枠と融資実績の乖離については、資金の目的が、近年、市場取扱量の減少等に伴い市場機能の低下が著しい下関市南部3水産市場の活性化を図るためであること、また生鮮水産物等の集荷が拡大され市場取扱量が上向けば、資金需要が発生し、それに的確に対応する必要があることから、十分な融資枠を確保する必要があることから、引き続き従来どおりの融資枠を確保する。

改善途中

### 3 農業経営課

#### (1) 中山間地域等直接支払交付金事業

##### キ 監査結果

(イ) 山口県は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）第11の4に基づき、15市町、16協定について中山間地域等直接支払制度の交付事務の抽出検査を行い、平成23年12月5日に中国四国地方農政局に報告を行っている。

抽出検査チェックリストの指導事項の中には、

- ① 収支報告内容について、収支が整合するよう領収書等との確認
- ② 交付金の使途についての、総会等開催しての協定参加者への周知徹底
- ③ 協定参加者への周知方法に関して、総会等を開催しての活動状況や会計の報告等を行うことと記載がされている。

県は、収支内容の整合が図られていない場合等においては再検査を行い、また、担当者説明会や地域別検討会を活用して周知徹底を図っている。

これらの指導事項の改善が図れるよう、指導監督していく必要があると考える。

【意見】

(主務課・室 農林水産部農業振興課)

これまでの担当者説明会等における周知徹底に加え、各市町の改善状況等の情報を提供する等、更なる指導監督の強化を図った。

また、指摘事項については、期限を区切り、改善内容についての報告を求め、適切に報告を受けた(平成24年12月)。

措置済み

(ウ) 中山間地域等直接支払交付金の補助金等の交付事務について、チェックシートにより交付事務の適正性の確認を行っている。

このシートは、補助金の交付事務に対して一般的に利用されており、その内容は、交付要綱の有無、提出書類への収受印の押印、審査内容の文書化(記録化)、根拠資料の収集、交付額の妥当性の審査、補助効果の測定及び間接交付する補助金等の項目に分かれている。

この様式は、県庁内部で一般的に利用されているが、その具体性に欠けている面がある。

例えば、「市町から中山間地域等直接支払制度の適切な実施に関する報告の有無」に関する項目等を追加してチェックする必要があるものと考えられる。

【意見】

(主務課・室 農林水産部農業振興課)

中山間地域等直接支払交付金の交付申請については、市町において現地確認を行い、農業生産活動等が適切に実施されていることを確認した上で行われるものであり、申請書そのものが適切な実施に関する報告と言える。

県としては、市町の現地確認等が適切に実施され、交付金交付が適当かどうか確認するため、交付決定前に抽出検査を実施する等の対応をしている。

措置済み

#### (2) 担い手総合支援資金制度対策事業

##### ウ 監査結果

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

<p>(イ) この資金別融資枠は、債務負担行為として議会承認を受けているが、融資枠に対する新規の融資実績率は、大変低調である。</p> <p>担い手総合支援資金制度の普及啓発活動を活発に行うとともに、融資枠の設定について検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;"><b>【意見】</b></p>	<p>制度の窓口となる融資機関・農林事務所等の担当者向けの説明会を開催しており、天候不順等により資金需要が高まる際は、その都度HP上で資金の普及啓発を行うなど、あらゆる機会を通じて制度の利用促進に向けて一層努めている。</p> <p>融資枠についても再検討を行った結果、大規模な自然災害等が発生した場合の生産者の資金需要の急増なども考慮しておく必要があること、また、農業・水産の振興対策や当事業の目的、さらには、県の最重要課題である「産業力の強化」に向け生産者の資金需要に的確に対応する必要があることから、引き続き従来どおりの融資枠を確保する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(ウ) 担い手総合支援資金制度対策事業の各補助金について、補助金等の交付事務に係るチェックシートを作成し、補助金の交付事務の審査を行っている。その中で、補助効果の測定について数値以外のもので補助効果を測定としているが、その内容が曖昧である。その記載についてもう少し具体性を持たせる必要があるものとする。</p> <p style="text-align: right;"><b>【意見】</b></p>	<p>(主務課・室 農林水産部企画流通課)</p> <p>平成 25 年度の補助金交付時から、効果の測定について既存のチェックシートを修正し、特定農業法人数や新規就農者数により、当該事業の補助効果が確認できる指標を記載し、補助効果の判断基準が具体的に分かる記載内容とした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) ニューファーマー総合支援対策事業</p> <p>カ 監査結果</p> <p>(ア) 新規参入確保総合対策事業（財団法人やまぐち農林振興公社）</p> <p>a 実績報告書では、要綱で定める事業及び組織が補助対象になっているが、当初の計画段階での総事業費（15,500 千円）については、特段の検討がなされないまま計画が承認されており、例年同じ内容であるとしても計画段階での補助対象事業であるか否かの検討はすべきであるとする。</p> <p style="text-align: right;"><b>【意見】</b></p> <p>b 新規参入確保総合対策事業費の4,000 千円については、特に経費の増減には関係なく定額である。</p> <p>県として必要な事業に対し補助をしているのであれば、経費の増減に応じて補助率をかえることも検討する必要がある。</p> <p>また、代替職員（人件費の補助）については、県の予算を財団法人やまぐち農林振興公社に内示して、当該予算に合致する補助金申請書を提出させている。</p> <p>このようなことから、補助事業として必要な人件費を県として負担するという観点からの補助金となっておらず、補助金としての合理性に問題がある。</p> <p style="text-align: right;"><b>【指摘】</b></p> <p>c 財団法人やまぐち農林振興公社の代替職員実績報告書記載の実績人件費額と、当初計画書の計</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課)</p> <p>平成 25 年度からは事業内容についてのヒアリングを行い、事業内容及び補助対象事業を確認の上、計画を承認した。</p> <p>(主務課・室 農林水産部農業振興課)</p> <p>平成 25 年度からは計画段階で補助事業対象を確認し、当該事業に係る事業規模を精査した上で、予算範囲内での補助を実施することとした。事業規模に応じて補助率を変更することはできないが、事業規模に応じた補助金額となるよう予算措置を行うこととする。</p> <p>また、代替職員の補助についても、代替職員が行う事業の規模を把握し、必要人員及び経費の積算を行った上で、必要額を内示した。</p> <p>(主務課・室 農林水産部農業振興課)</p> <p>平成 24 年度の代替職員補助金について</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

画金額は記載内容も全て同一であり、実績報告書の適正性に問題がある。県は貸金台帳等を入手し、実態額を把握し、財団法人やまぐち農林振興公社の必要額を次年度以降の予算額に反映させる必要がある。

平成 23 年度は、代替職員補助金使途についての実態調査はされておらず、実施する必要がある。

【指摘】

d 補助に係る経理について決算書上での確認では、適正に処理されているが、対象となる公社担い手会計の平成 21 年度の現金預金残高は 4,988 千円、平成 22 年度は 5,246 千円、平成 23 年度が 6,578 千円と増加傾向にある。県は事業に対して補助を行っているため、補助に当たって預金残高等について考慮はしていない。

しかしながら、補助金が投入される事業会計の現金預金が毎年増加しているのであれば、結果として補助金が過大ということも考えられる。

補助金額について再検討する必要がある。

【意見】

e 実績報告書上には総事業費は記載されているものの、記載内容が適正かどうかの確認がされていない。補助金実績報告書による書類上での確認を行う審査のため、実際上の資金使途等については確認がなされていない。実際の資金使途について確認する必要があると考える。

【意見】

(イ) 自己経営開始支援事業

事業主体である地域担い手育成総合支援協議会又は市町からの提出資料の人数及び研修月数の情報に基づいて補助金は交付されている。しかし、当該協議会の経理については、特段のチェックがされておらず、実施する必要があると考える。

【意見】

(ウ) 若者等就農支援事業

a 山口県地域農業戦略推進会議に対して業務委託しており、委託料の積算はなされているが、新規雇用従業者の person 費以外は明確な基準で積算されていない。

最終的には、人件費以外の経費の大幅な減少により、当初契約額 172,062 千円が最終契約額（平成 24 年 3 月 21 日）では 131,442 千円と減額されており、詳細な積算を行う必要があると考える。

【意見】

b 主管課である農業経営課は決算書を入手し、その内容を確認する必要があると考える。

【意見】

は、実績報告の添付資料として事業対象となる職員の貸金台帳を添付させ、使途を確認した。平成 23 年度分事業についても貸金台帳の提出を求め、使途が適正であることを確認した（平成 25 年 4 月）。

毎年度、代替職員の貸金・勤務状況を把握し、事業遂行に必要な額を予算に反映する。

（主務課・室 農林水産部農業振興課）

公社担い手会計の現金預金残高は、その他の未払い金を差し引いた 4,676 千円（平成 23 年度）が実際の額である。平成 24 年度では 3,280 千円となっており、預金残高は増加していない。また、これらは基本財産運用益等の公社独自財源の積算であり、使途は主に公社独自事業での対応である。

補助対象事業及びその使途については確認しており、補助金投入により事業会計の現金預金額も増加していないことから、補助金が過大であるとは断定できない。

（主務課・室 農林水産部農業振興課）

実績報告において、資金使途が確認できる資料の添付を求め、適正に処理されていることを確認した（平成 25 年 4 月）。今後、実績報告時に当該事業に係る経費の詳細を提出するよう文書等を発出し、補助金額の精査を行うこととする

（主務課・室 農林水産部農業振興課）

協議会が事業主体であったのは平成 23 年度まで（平成 24 年度以降の主体は市町）であるが、意見の趣旨を踏まえ、今後、協議会が事業主体の場合は、実績報告時に決算書を添付するよう改善した。

（主務課・室 農林水産部農業振興課）

若者等就農支援事業は平成 24 年度で廃止済みであるが、今後、類似の事業を実施する際には、当初契約時に詳細な積算を行う。

（主務課・室 農林水産部農業振興課）

指摘後ただちに協議会の決算書を入手し、事業内容及び決算額等が、適正であることを確認した。

措置済み

改善途中

措置済み

措置済み

措置済み

c 平成24年3月21日に変更契約が締結され、内容変更は伴わないものの131,442千円に減額されている。委託先である山口県地域農業戦略推進会議からの変更承認申請書では、「当初計画の雇用人数が、中途終了及び追加募集により変更したことなどから事業費に変動が生じたため。」となっているが、積算内訳としては、人件費が6,654,752円の減少であるが、人件費以外の経費の減少が33,965,276円であり、変更承認申請書の理由との整合性がなく、どのような経緯でこの額になったのか明確な説明が必要である。

【意見】

d 実績報告書の予算額と精算額は同額となっており、精算額が根拠を持って記載されているとは言いがたい。実際の支出金額が精算額となっているが、内訳が正確に作成されていない。予算額と精算額との関係を明確にする必要がある。

【指摘】

(エ) 営農支援員設置事業

予算上は、人件費は人員をベースとした計算を行い、人件費以外の経費も根拠を持って計算されているが、人件費の計算では雇用保険と労災保険は含まれているものの社会保険が含まれていないため、積算上人件費が過小となっている。

当該積算根拠で契約した場合には、業務受託者にとって不利益が生じるため積算について検討する必要がある。

【意見】

(オ) ふるさとやまぐち就農促進事業

a 緊急雇用という行政目的は達成されているが、事業主の親族と思われる者を雇用し、委託料を支払っているものがある。事業主の親族と思われる者の雇用については、要綱上は特に問題はないとのことであるが、このような雇用形態について検討する必要がある。同じニューファーマー総合支援対策事業の中の自己経営開始支援事業でのQ&Aでは、「研修者と指導対象農家が二親等内の親類関係は不可」という取扱いになっている。緊急雇用対策の委託事業として設計されているので、自己経営開始支援事業の取扱いを準用する必要があると考える。

【意見】

b 緊急雇用対策として行っている事業であることを考慮すると、雇用保険に加入することがその後の失業した際の労働者への対策としては望ましいと考える。また、県の委託事業として実施した結果、労働契約が締結されること、農業の事故率及び小規模農家では労働法上の労災補償を自己負担で行うことは難しいことを考慮すると、労働保険について

(主務課・室 農林水産部農業振興課)  
変更契約による委託料の減額は、中途退職した者の人件費の減額と連動し、退職者に対して使用すべき教材となる資材や器具等の研修運営費が減少したためである。それらの確認は、指摘後ただちに経費支出簿等で確認を行った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農業振興課)  
実績報告書記載の予算額は変更契約後の額であり、執行分及び執行見込みを精査した後の額となっているため、実績報告の額と同額となっている。

措置済み

今後、類似の事業を実施する際には、変更契約時の積算根拠、使途内訳が明確化するよう指導・改善する。

(主務課・室 農林水産部農業振興課)  
営農支援員設置事業は平成24年度に廃止済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、今後、類似の事業を実施する際には、必要となる保険料等について積算し、業務受託者への不利益が生じないように改善し実施する。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農業振興課)  
ふるさとやまぐち就農促進事業は平成24年度に廃止済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、今後、類似の事業を実施する際には、他事業との整合を踏まえ、対象となりうる者を精査し実施する。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農業振興課)  
ふるさとやまぐち就農促進事業は平成24年度に廃止済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、今後、類似の事業を実施する際には、労働者の負担軽減などを考慮し、対象事業所を精査するなどの改善を実施する。

措置済み



<p>は適用事務所であることを原則とすべきと考える。 【意見】</p>		
<p>c 実績報告書の提出が遅れたことにより、契約期間内に変更契約を行うことができず、支出負担行為で支出額を変更している例がある。金額変更があった場合には、原則として契約額について変更契約を締結する必要がある。 【指摘】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課) ふるさとやまぐち就農促進事業は平成24年度に廃止済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、今後、類似の事業を実施する際には、契約変更を行うよう改善し実施する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 企業と協働した地域農業活性化事業 オ 監査結果</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課) 企業と協働した地域農業活性化事業は平成24年度で廃止済みであるが、実績報告において事業効果の分かる成績書を添付させ、内容を確認している。(平成25年3月)。 指摘の趣旨を踏まえ、今後、類似の事業を実施する際には、実績評価時に事業効果を測定するための指標を設けるなどの改善を実施する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 農業委員会費（農業会議事業活動費を含む） ウ 監査結果</p>	<p>(主務課・室 農林水産部団体指導室) 農業委員会等の活動については、毎年度の実績報告に加え、遊休農地の利用状況調査報告や農業委員会の活動状況調査により事業効果を確認している。(平成25年3月)</p>	<p>改善途中</p>
<p>4 農業振興課</p>		
<p>(1) やまぐち集落営農生産拡大事業 オ 監査結果</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課) やまぐち集落営農生産拡大事業は平成24年度で廃止済みであるが、後継事業である「需要対応型産地育成事業」において、意見の趣旨を踏まえ、手続きを統一するよう改善するため、関係機関に文書通知した(平成25年7月)。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ア) ソフト事業については、交付事務に係るチェックシート、審査チェックリストがあるが、ハード事業についてはチェックシートやチェックリストがない。ハード事業については、農林事務所が現場とのコミュニケーションを十分にとっているためとのことであるが、手続きは統一する必要がある。 なお、チェックシートは必ず使用しなければならないものではなく、任意のものとのことであるが、これについても統一する必要がある。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課) やまぐち集落営農生産拡大事業は平成24年度で廃止済みであるが、後継事業である「需要対応型産地育成事業」において、意見の趣旨を踏まえ、手続きを統一するよう改善するため、関係機関に文書通知した(平成25年7月)。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) ハード事業については検査調書があるが、ソフト事業では検査調書がない。統一する必要がある。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課) やまぐち集落営農生産拡大事業は平成</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 概算払い金額の算定方法について明確な基準が存在しない。基準の明確化が必要である。</p>		

	【意見】	24年度で廃止済みであるが、後継事業である「需要対応型産地育成事業」において、意見の趣旨を踏まえ、適正な補助金交付となるよう改善するため、「概算払請求時に執行状況及び支出状況を確認し、原則四半期ごとの支出に必要な経費分の請求とすること」等とし、関係機関に文書通知した(平成25年7月)。	
(エ) 毎年度、栽培面積・出荷量等の実績を把握し目標を設定しているが、前年度に設定した目標との比較は行われていない。比較分析を行うことを検討する必要がある。	【意見】	(主務課・室 農林水産部農業振興課) やまぐち集落営農生産拡大事業は平成24年度で廃止済みであるが、後継事業である「需要対応型産地育成事業」においては、意見の趣旨を踏まえ、事業の実施要件である産地形成計画の様式を変更し、前年度に設定した目標との比較分析ができるよう改善した。	措置済み
(オ) 集落営農法人の目標値が適切であったか(高すぎなかったか)を検討する必要がある。	【意見】	(主務課・室 農林水産部農業振興課) やまぐち集落営農生産拡大事業は平成24年度で廃止済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、新規事業や次期行動計画(「やまぐち農林水産業再生・強化行動計画」)の目標設定において、目標値が適切であるか、実現可能であるか等を検討し、設定した。 なお、目標設定にあたっては、次期行動計画の目標と本事業の目標の整合をとること、適切な目標項目とすること、実現可能な数値にするために十分検証すること等について、関係各課と協議したうえで実施しており、また、今後、目標数値の修正等があった場合においても、同様の方針に沿って設定される体制に改善した。	措置済み
(カ) 「やまぐち集落営農生産拡大事業実施状況報告書」の提出は、導入後3年間としているが、農機具の耐用年数は3年以上であり、状況報告の提出期間の延長を検討する必要があると考える。	【意見】	(主務課・室 農林水産部農業振興課) やまぐち集落営農生産拡大事業は平成24年度で廃止済みであるが、後継事業である「需要対応型産地育成事業」において、意見の趣旨を踏まえ、事業実施要領の中に「耐用年数の残存期間中は、補助事業者である市町は財産の管理状況を把握し、適切に管理運営されるよう指導すること」を新たに明記した。	措置済み
(キ) 実施状況報告書をみると、利用率が年々落ちているものがある。特に貸出し用の農機具については、貸出先が自前で農機具を導入などした場合に利用率はかなり落ちている。貸出し用の農機具購入についての補助金交付のあり方について検討する必要がある。	【意見】	(主務課・室 農林水産部農業振興課) やまぐち集落営農生産拡大事業は平成24年度で廃止済みであるが、後継事業である「需要対応型産地育成事業」において、意見の趣旨を踏まえ、貸出し用の農機具購入についてのあり方を検討した。 その結果、今回、利用率が低下している案件があったものの、本事業で実施する機械の共同利用体制(農機具の貸出)については、受益者が多いと機械の導入コストが	措置済み

(2) 水田農業等指導推進体制強化事業

エ 監査結果

交付金の前年度支払金額との比較をすると、交付金のうち米の所得補償交付金は減少しているが、水田活用の所得補償交付金は増加しており、畑作物の所得補償交付金、加算交付金は平成 23 年度から新しく交付対象となっている。

県としては交付金が増加することが効果であると考えている（米の所得補償交付金については、需給調整で生産数量目標が設定されるため作付実績が需給調整に影響されるという面がある。）。

需給調整については、生産数量目標に対する作付実績率は、98%～99%であり、毎年度達成している。

しかし、目標値は設定すべきであると考え。目標を達成したか否かで補助金の効果があったか判断しやすくなる。また、今後の対応方法を明確にする必要がある。

【意見】

(3) 循環型農業加速化支援事業

エ 監査結果

当事業のうち環境保全型農業直接支払交付金は地球温暖化防止等のため、「化学肥料及び化学農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減した上で特定の営農活動を行った農業者に対して」交付金を交付するものであるため、直接的な補助効果の測定は難しいと考えられるが、補助効果の測定の方法等について、県としても検討を進める必要があると考える。

【意見】

(4) やまぐち花き産地強化対策事業

エ 監査結果

(ア) 補助金の算定方法は、各花き生産組合等の団体から事業計画の要望をとりまとめ、補助経費として適当か否かを判断しながら、不適切な経費を削減指示し、実施事業費の1/2を算定している。

低減できること、共同利用とすることにより、組織化、法人化等の意識の醸成が図られることなど、本事業の目的を達成するための手法として費用対効果が高いという理由から、この手法を廃止することはデメリットが大きいため、引き続き、貸出用の農機具の購入は、新規事業でも継続することとした。

なお、今回の案件のように、利用率の低下につながらないよう、事業実施状況報告書の様式を変更し、利用率や生産状況等について、導入時における複数年の計画に対する実績を把握できるよう改善し、更に、利用率が著しく低い場合は改善計画等を提出させることを要領に明記した上で、利用率が低下することがないように指導するよう、関係機関に文書通知した(平成 25 年 7 月)。

(主務課・室 農林水産部農業振興課)

農業者戸別所得補償制度に係る転作物物の作付推進については、平成 25 年度の経営所得安定対策(農業者戸別所得補償制度の後継事業)実施要綱において、作付予定(目標)面積の設定及び報告が義務付けられたことから、本実施要綱の規定に沿って目標値を設定した。

また、米の需給調整については、平成 24 年 4 月に設置した、米需給調整検討部会の設置要領において、「生産数量目標に対する主食用水稻作付実績 100%」を目標値として設定しており、引き続き本設置要領の目標値によることとする。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農業振興課)

県は当該交付金を化学農薬・化学肥料の使用を低減する循環型農業の普及・定着に活用していることから、検討の結果、エコファーマー認定者数等の推移により事業効果を測定することとし、平成 24 年度末から実施している。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農業振興課)

やまぐち花き産地強化対策事業は平成 24 年度に廃止済みであるが、類似の花き振興体制強化事業において、意見の趣旨を踏まえ、資金計画の精度を高めるとも

措置済み

補助金の支払時期は、8月と2月と規定されているが、実際には概算払いは11月と2月になっている。

【意見】

(イ) 毎年同様の内容で補助事業の要望が上程されているが、効果の測定評価に対する具体性が欠けているため、補助金の必要性が不透明である。

継続的な補助は行政依存体質になり易いため、事業報告にとどまらず、具体的な効果を定量的に示す必要がある。

【意見】

(ウ) 概算払いの計画時期と実際の支払時期が相違しているが、補助事業の実施時期に対応した交付を当初計画しているにもかかわらず、請求遅れから交付がずれ込んでいる。先方からの請求が遅れたことが原因とはいえ、事業費補助の点で、適正な事業費支出の経過に応じて補助金を交付する必要がある。

【意見】

(5) おいでませ！やまぐち花いっぱい事業

エ 監査結果

一般県道宮野大歳線外緊急景観美化（花いっぱい）事業に伴う業務委託については、結果として、当初設計の予定価格を超過する委託料となっており、予定価格自体の精度に問題があると考えます。

【意見】

(6) やまぐちフラワーランド管理運営事業

キ 監査結果

(ア) 指定管理者導入ガイドラインによれば、原則公募となっている。例外措置として、公募しない場合は、ホームページ等で理由を公表しているが、柳井市の振興上の理由から非公募とするのは、指定管理者制度の趣旨に沿わないと考える。

【意見】

(イ) 指定管理者団体が市の100%出資団体であり、民間の知恵を導入するという方針とは整合しないのではないかと考える（指定管理者制度ガイドラインの概要の中で、「民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上…（略）…を図る」とある。）。また、少なくとも民間企業が参入している場合を想定してコスト面や収入面での効果を検証する体制が必要である。

【意見】

(イ) 入園者の推移を見ても、開園年度は見込値に概ね近似するものの、以降は年々目標値に対して下振れしているため、民間の競争原理を導入する必要があると考える。

【意見】

に、請求遅れ等のないよう、事業主体に対する事業説明（平成25年5月）により、周知徹底を図った。

（主務課・室 農林水産部農業振興課）

やまぐち花き産地強化対策事業は平成24年度に廃止済みであるが、類似の花き振興体制強化事業において、意見の趣旨を踏まえ、事業効果の測定評価については、平成25年度から県オリジナル花きの流通量など具体的な数値を把握し、効果を検証することとした。

措置済み

（主務課・室 農林水産部農業振興課）

やまぐち花き産地強化対策事業は平成24年度に廃止済みであるが、類似の花き振興体制強化事業において、意見の趣旨を踏まえ、適正な事業費支出の経過に応じた補助金の交付手続きについて、事業主体に対する事業説明（平成25年5月）により、周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 農林水産部農業振興課）

おいでませ！やまぐち花いっぱい事業は平成23年度に廃止済みであるが、意見の趣旨を踏まえ、予定価格の決定や契約の変更の適切な執行について、担当者会議（平成25年5月）で周知を図った。

措置済み

（主務課・室 農林水産部農業振興課）

観光交流や文化振興の観点からも地域振興とは切り離せない施設であり、効果的な管理運営が可能であることから単独指定したものであるが、次期管理者指定に向けては改めて公募も含めて検討していきたい。

改善途中

（主務課・室 農林水産部農業振興課）

観光交流や文化振興の観点からも地域振興とは切り離せない施設であり、効果的な管理運営が可能であることから単独指定したものであるが、次期管理者指定に向けては、コスト面等での効果検証ができるよう公募も含めて検討していきたい。

改善途中

（主務課・室 農林水産部農業振興課）

観光交流や文化振興の観点からも地域振興とは切り離せない施設であり、効果的な管理運営が可能であることから単独指定したものであるが、次期管理者指定に向

改善途中

<p>(ウ) 各支出項目の内訳書までは入手されているが、積算の算定根拠が入手されていない。</p>	<p>けては、民間の競争原理の導入を考慮に入れ、公募も含めて検討していきたい。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課) 「包括外部監査の結果に係る書類提出の内容変更について」(通知文書)により、今後は積算の算定根拠についても提出するよう指示した(平成25年7月)。</p>	
<p>(エ) 収支予算書や内訳書は作成されているが、決算書との科目間の整合性がない。予算・実績の把握が明瞭にできるように、正味財産増減計算書レベルでの予算書を作成する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課) 「包括外部監査の結果に係る書類提出の内容変更について」(通知文書)により、今後は正味財産増減計算書レベルでの予算書を作成するよう指示した(平成25年7月)。</p>	<p>措置済み</p>
<p>これにより、具体的にコストカットすべき項目を明らかにすることが可能と考える。</p>		
<p>【意見】</p>		
<p>(オ) 県民の花と緑へのふれあい、山口県の花き振興の拠点とすることを主目的とした事業であるが、単独指定の理由として、「柳井地域の花き振興や観光振興を推進する必要性」や「柳井市の地域振興は他者では困難」などとされている。確かに施設の立地上は柳井市であるが、それをもって、指定管理者が必ずしも、「やない花のまちづくり振興団体」が単独指定される理由にはならないと考える。開園当初から柳井市の補助負担割合が高まっているものの、依然として県が65%負担することについて検討する必要があると考える(開園当初は柳井市15%・山口県85%)。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課) 次期管理者指定に向けて改めて公募も含めて検討していきたい。単独指定となった場合についても適切な負担率について改めて協議・検討していきたい。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(オ) 柳井市に売却するなど、県の財産から切り離して、柳井市独自の振興を図ることも検討する必要があると考える。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課) 平成22年度に指定管理の選考過程で、柳井市への移管について検討を行い不調に終わった経緯があるが、次期管理者指定に合わせて再度検討していきたい。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(7) 安心・安全農作物づくりサポート事業 カ 監査結果</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課) これまでも、食用作物に限定せず農薬適正使用を推進しているが、平成25年4月から、非食用作物において生産履歴記帳の取組やJAによる記載内容の検査が徹底され農薬使用に関して安心・安全が確保されるよう、農薬適正使用の研修会(平成25年4月)やH25 農薬危害防止運動(平成25年4月通知)等によりJA等への指導を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>5 農村整備課</p>		
<p>(1) 土地改良事業指導運営費</p>		
<p>ウ 監査結果</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農村整備課) 診断結果を生かすためにも、早期の事業化が必要であるとの指摘であるが、制度</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ア) 県土地改良事業団体連合会が設置する管理指導センターの業務の中に土地改良施設の診断・指導業務があ</p>		

り、管理指導センターは土地改良施設の診断指導業務（定期及び要請）を実施している。

その診断は、対象施設ごとにA、B、C判定を行っている。

A判定とは、鏽等がなく、管理の良い施設で正常に運転可能であるもの。

B判定とは、鏽等が全体の1/2以内で給油脂等はやや不足のみであるもので、運転可能なものの多少の異音等のあるもの。

C判定とは、老朽化が全体的に進行しており、腐食が激しく給油脂等は不良であり、正常な運転が困難なため、正規の能力を発揮できないので整備・改修を要するもの（運転不可または運転が著しく困難、堤体の藪化、漏水量大）である。

平成22年度に実施した診断結果の中には、C判定のものが8件あり、そのうち翌年度以降に事業計画されたものは2件であった。

この診断結果を生かすためにも、自己資金の調達など課題はあると思われるが、早期の事業化を行う必要があるものと考ええる。

#### 【意見】

(イ) 換地処分促進指導事業の対象となっているのは、換地処分が滞っている平成4年度に換地処分予定であった1地区（2換地区）である。このうち第1換地区については平成24年2月に、また第2換地区については平成24年5月に換地処分予定と報告されているが、結果として実行されていない。

このような状況が続くと換地を行うためのコスト（換地センターの人件費等）の発生が続くこととなり、結果的には補助金の額にも反映することとなるので、早期に換地処分を実施する必要がある。

#### 【意見】

(2) 土地改良負担金総合償還対策事業費

オ 監査結果

補助金のうち、大部分が負担金の軽減に充てられているが、補助金の効果の測定方法について、検討する必要がある。

#### 【意見】

(3) 危険ため池等ハザードマップ緊急整備支援事業

キ 監査結果

(イ) 二工区に分けて発注しているものの、入札及び開札スケジュールが二工区とも同日となっている。

二工区とも業務内容には差が無い。したがって、入札率は二工区ともほぼ同率になることは予想され、また、同一JVが落札する蓋然性が高いと言える。

上、市町、改良区等の自己資金の調達が必要であり、事業化の時期を県、管理指導センターで決定することができない。

なお、早期事業化に必要な県負担分については、予算措置済みである。

(主務課・室 農林水産部農村整備課)

早期に換地処分を行う必要があるとの指摘であるが、県、換地センターは、換地処分の実施主体ではないため、換地処分の阻害要因となっている権利関係者の相続問題等の解決を行うことができない。

なお、地元団体が本事業を更に活用できるよう、平成25年度から相談体制の強化を図ったところである。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農村整備課)

指摘の趣旨を踏まえ、以下の指標・目標値を設定した。（平成25年3月）

平準化事業は、土地改良区が実施した土地改良事業に係る負担金の円滑な償還が事業の目的であり、支払遅延等の発生の有無で補助効果を図ることとした。

担い手育成支援事業は、事業実施から一定期間内に達成すべき農地利用の集積率が数値化されており、目標の集積率達成の成否により補助効果を測定することとした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農村整備課)

受注機会の増大や県内業者への技術移転が期待される場合には、入札スケジュールを同一日としないなどの工夫を行うよう年度当初の会議において周知徹底を図った。（平成25年4月）

措置済み

今回の落札でも、二工区とも68.9%の落札率で、同一のJVが落札している。

受注機会の増大や今回JVにて発注を行った理由のうち「県内業者への技術移転」を考慮すると、入札のスケジュールをずらすことも考慮する必要があったと考えられる。

【意見】

(エ) 「危険ため池等に係る浸入予測区域の調査及び図面の作成(第1工区)」の委託契約により提出された報告書の1-41~1-50までに、追加設計以外のハザードマップの内容が記載されている。

しかし、岩国農林事務所管轄のハザードマップについては、この報告書に準拠したものとなっていない。

報告書で内容を整理した上で、ハザードマップを作成していることからすれば、報告書に準拠した成果物である必要があると考えられる。県の見解は、「各市町委員会の独自性が出ているのであり、趣旨が異なるものではないので問題はないと認識している。」とのことである。

しかし、これでは作成した報告書の意味が薄れてしまう。この報告書をもとにしてハザードマップを作成しなければ、県が考える効果が成果物に表れないことになる。

【意見】

6 畜産振興課

(2) 山口の牛づくり推進事業

エ 監査結果

(ア) 肉用牛改良補完の補助金事業において、指定交配の促進のため、指定交配を受け入れた生産農家に対して報償費を支出している。しかし、「指定交配の報償費」と「とも補償による価格差補填」では制度目的がそれぞれ異なるとの説明であったが、とも補償による価格差補填は行われており、支出する意義に乏しい。

また、とも補償による価格補填についてその価格を1頭当たり4万円としているが、直前平均価格差は3万5千円であり、補償額の精緻化を進めることが必要と考える。

【意見】

(イ) 肉用牛群資質向上対策の委託契約において、成果報告書上の支出実績が当初予算と大きく乖離(当初予算比128%)し、超過となっている。支出実績の内容を洗い出し、妥当な委託料算出に向けて委託料積算の精緻化が必要であると考ええる。

【意見】

(イ) 技術検討会が開催されているにも関わらず、事業費がゼロとなっている。「県産和牛肥育技術研究会」という別の会議の中で併せて行ったとの理由であるが、委託料の積算に影響するものと思われ、厳密な計算を行う必要があるものと考ええる。

【意見】

(主務課・室 農林水産部農村整備課)  
報告書に準拠したハザードマップを作成、配布した。(平成24年9月)

措置済み

(主務課・室 農林水産部畜産振興課)  
支出目的と効果を分析した上で、今後の対応を検討するとともに、価格差補填額の精緻化に努める。

改善途中

(主務課・室 農林水産部畜産振興課)  
意見後直ちに、委託料積算の精緻化と支出実績の精査を行うとともに、平成24年度からは委託先との間で積算根拠や支出方法等についての事前協議を行い、十分理解された上で業務が適正に行われるよう体制を整えた。

措置済み

(主務課・室 農林水産部畜産振興課)  
意見後直ちに、委託料積算の精緻化と支出実績の精査を行うとともに、平成24年度からは委託先との間で積算根拠や支出方法等についての事前協議を行い、十分理解された上で業務が適正に行われるよう

措置済み

<p>(ウ) 牛肉品評会の負担金効果について、山口県産和牛の市場での消費量等を年別に比較するなどして、品評会の成果がどの程度なのかを定量的に分析していくことが望まれ、その経済効果等の検証が必要と考える。 【意見】</p>	<p>体制を整えた。  (主務課・室 農林水産部畜産振興課) 牛肉品評会の開催に伴う経済効果等の検証を行う。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(3) 預託牛育成事業 カ 監査結果 (ア) 預託牛育成事業の入牧料は、平成 13 年度以降改訂がされていない。生産費(配合飼料)の高騰などを受けて平成 20 年度に改訂が検討されているが、平成 13 年度に改訂された入牧料は他県に比べて高いことを理由に改訂は見送られている。県として入牧料算定の考え方を明確にする必要があるものとする。また、改訂の検討は毎年度行う必要がある。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部畜産振興課) 新たな預託体制を平成 26 年度末までに確定させた上で、入牧料を検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(ア) 平成 13 年度当時の入牧料の算定根拠資料がないため算定根拠が不明である。改訂の検討を行う際に比較資料として保存する必要がある。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部畜産振興課) 意見後直ちに、方針協議により、入牧料の算出根拠資料については、山口県公文書取扱規程第 42 条の規程に基づき、永年保存に分類した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 適正飼頭数は 210 頭としているが、平成 21 年度から 210 頭を超える飼育実績となっている。平成 23 年度は 277 頭となっている。また、直近 6 年間(平成 18 年～平成 23 年)のデータでは、収入額から事業費を差し引いた金額はプラス(11 百万円～26 百万円)で推移しているが、正規職員の人件費を差し引いた金額はマイナス(△64 百万円～△48 百万円)である。効率性、経済性を考えた場合には、外部委託を検討する必要があると考える。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部畜産振興課) 平成 26 年度末までに、哺育牛の預託業務は畜産技術部本場に集約し、育成牛は民間の預託事業を利用することにより効率的に実施することとした(平成 25 年度)。</p>	<p>措置済み</p>
<p>7 森林企画課</p>		
<p>(1) 森林地籍情報等デジタル化事業</p>		
<p>エ 監査結果 業者選定時及び契約時において、暫定的な数量で契約し、委託契約の途中で完成見込数量に変更が行われている。 また、委託業者に対する人件費の管理は行われているものの、月次ベースでのデータ数量の管理が行われておらず、業務の効率性に対する配慮に欠けている。 事業の経済性を念頭に業務を執行する必要がある。 【指摘】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課) 業者選定時及び契約時点において、既存資料の精査により、委託数量の設定精度を高めている。 委託業者に対する人件費については、指摘後直ちに、月次ベースで数量を管理することとし、事業の経済性も念頭に入れ、業務を執行している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 森林づくり担い手支援総合対策事業</p>		
<p>ウ 監査結果 森林づくり担い手支援総合対策事業の中でも、県で実施できる事業があると思われるので、人的・知的財産と施設が整った、農林総合技術センターをもっと活用するシステムの構築について検討する必要があると考える。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課) 意見を踏まえ、農林総合技術センターの現状を確認しさらに活用していく方法について検討を行うこととする。</p>	<p>改善途中</p>



エ 森林づくり担い手支援総合対策事業のうち個々の事業

(ア) 林業労働力確保対策事業

f 監査結果

(a) 委託料の算出根基では、「労働力育成協議会等」の経費と「労働力確保対策」の二つの項目に区分され算出されているが、委託先から提出された支出内訳書では、一本で決算されている。このため、県の算出根基からは、相当額の流用がされているようになっている。

県の説明では、「算出根基は予算確保のための目安であるから問題はない。」とのことであるが、県費を支出しての委託であるから、明確な区分を示し、委託すべきであると考え。

【意見】

(b) 支出内訳書では、負担金の支出が計上されているが、内容は「全国林業労働力確保支援センター協議会年会費」の7万円である。この年会費は、センター独自で予算化し支出すべき性格のものであると考える。

【意見】

(イ) 高性能林業機械普及促進等事業

f 監査結果

(a) 業務委託事業の完了検査は、一連の事務処理を担当している職員が実施しているが、事務担当職員とは別の職員が検査に当たるべきではないかと考える。職員配置等の問題もあるが、検討すべきである。(他の委託事業も同様)

【意見】

(b) 検査調書の資料として、

①検査の場所

②検査あるいは確認をした帳票等の名称

③検査を実施した全ての職員の職氏名及び立会者の職氏名など

を記録として残しておく必要がある。

【意見】

(c) 実績報告書の内訳で、パンフレット300部作成し配布したことになるが、パンフレットの写しや配布先等について報告を受け、記録として残しておく必要がある。

【意見】

(d) 積算根基では三つの支出区分に分けられているが、収支報告書では一つで報告されており、検討する必要がある。

【意見】

(e) 印刷費、広告費は当初の積算根基では計上されていない。これは必要ないと判断したためと考

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

県としては、委託料の算出根拠を明確に区分し、委託を行っている。その上で、意見の趣旨を踏まえ、県の積算根拠どおり支出内訳書に明確な区分を示すよう平成24年4月10日付けの事務連絡により指導した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

平成24年度事業から、(一財)やまぐち森林担い手財団で予算化を行うこととした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

平成24年度事業から、完了検査については、別の職員を検査員として当てることとした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

今後の検査において、検査野帳を作成し、検査の場所、帳票等の名称、検査員等の記録を残すことを検討したい。

改善途中

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

平成24年度事業から、配布計画を作成・提出するように平成24年4月10日付けの事務連絡により指導し、パンフレットの配布先等についての記録を残すこととした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

平成24年度事業から、県の積算根拠どおり支出内訳書に明確な区分を示すよう平成24年4月10日付け事務連絡により委託先を指導した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

変更協議は必要であり、その都度行って

措置済み

えられるが、このような場合、変更協議等は必要ないのか、また、内容は問わないとの考え方であれば、今後検討する必要があると考える。

【意見】

(ウ) 林業事業体経営合理化計画指導事業

f 監査結果

(a) 改善計画認定事業体の個別指導等の対象事業体が当初から決定されているのであれば、決定の経緯と事業体の名称を記録として残しておく必要がある。

【意見】

(b) 年度途中の報告や中間確認等の実施の有無について検討の必要がある。

【意見】

(エ) 基幹林業技術者養成研修事業

f 監査結果

一般的には、玉掛けやクレーンの運転などの技能の習得は個人の資金や責任で行うものと考えが、当事業の中でこのような費用について負担がされているので、その理由を明確にしておく必要がある。

【意見】

f 監査結果

研修生9名の内訳は、森林組合所属6名、民間企業3名であるが、民間企業の職員養成を実施することの正当性、理由を明確にしておく必要がある。

【意見】

(オ) 「地域林業者リーダー先進地視察研修」実施業務（森林づくり担い手支援総合対策事業、若手林業者セミナー実施研修）

g 監査結果

(a) 予算額及び予定価格894千円の事業（委託）であるが、事業実施に当たり、委託予定者から見積書を徴取している。しかし、見積書の内容は、予定価格どおりの894千円が示されているだけで、業務の内容等は全く記載されていない。

このような契約は問題があり、事業のあり方や発注方法等について検討が必要である。

【指摘】

(b) 契約書では、業務完了後速やかに報告するようになっているが、業務完了報告書の提出は、平成24年1月30日である。

研修は平成23年9月1日及び2日の2日で実施しているが、報告書が提出されるまで約5か月を要している。契約に基づき、業務完了報告書は速やかに提出させる必要がある。

【意見】

いるが、今回記録に不備があった。意見のあった平成24年度から記録を残すこととした。

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

意見の趣旨を踏まえ、平成24年4月10日付けの事務連絡により、決定の経緯を整理するとともに事業体の名称も記録をして整理することとした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

今後は、意見の趣旨を踏まえ、実施目標等と比較をするなど実施の有無が計画的に確認できるように報告方法を検討する。

改善途中

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

近年、森林の整備量が増加する一方で担い手の不足が問題となっており、国においては林業技術者の技能資格の取得や研修受講の促進といった新規就業対策を行っている。このような状況の中で、本県においても、優秀な技術者の育成を支援する必要がある。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

意見を踏まえ、今後民間企業の育成等について整理する。

改善途中

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

平成25年度事業より、仕様書等で内容を明確に示し、仕様書に準じた見積書を徴取することとした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

平成25年8月29日付け事務連絡により、事業完了報告の速やかな提出を指示している。

措置済み

<p>(c) 費用（経費）関係の帳票等が全く添付されていない。経費が適正に処理されていることは、検査時に確認しているとのことであるが、どのような証拠書類等で確認を行ったのか記録上からは不明であるので、検査調書等に記載し、検査資料として残しておく必要があると考える。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課) 今後の検査において、検査野帳を作成し、検査の場所、帳票等の名称、検査員等の記録を残すことを検討したい。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(d) 事前に目的地や選定した理由あるいは費用の算出根拠等を提出させ、それが事業の目的に沿った計画かなどをチェックする必要がある。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課) 平成 25 年度事業より、目的地や選定した理由あるいは費用の算出根拠等を提出させるよう指示し、チェックすることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(e) 県職員が 2 名同行しているが、業務の一環としての公務出張か、個人として参加したのか等の説明をはっきりと記載しておく必要がある。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課) 平成 24 年度事業より、林業の先進地取り組み状況等を情報収集するため業務の一環とし、公務出張として取り扱っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(f) 参加者の自己負担について、今日の財政状況等からも、自己負担を検討することも考える必要がある。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課) 本事業は、地域林業のリーダーを育成強化するため実施するものであり、最低限の経費で実施されている。旅費規程を超える部分については、以前から参加者から負担金を徴収している。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(6) 森林整備地域活動支援交付金事業 オ 監査結果 効果については数値以外のもので測定するとされているが、効果測定結果については記録として残しておく必要がある。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課) 意見を受け検討した結果、平成 25 年度から効果測定のための指標や目標値を設定するよう改め、記録として保存することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 大径竹材生産林整備事業 カ 萩農林事務所 (ウ) 監査結果 a 予定した行政目標達成への貢献についての検討では、当該委託契約は緊急雇用対策が目的であれば、確かに雇用対策は行われているが、「大径竹材生産林整備事業」の実施起案書では、民間の活動を支援することを目的とすることが掲げられており、その行政目的が達成されたか、すなわち、竹材の供給が達成できたかが把握されていない。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課) 民間企業(需要者)と森林組合(供給者)、県との 3 者による協議(平成 25 年 6 月)を行い、竹材の供給状況を把握し、供給の達成を確認した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 竹林整備を行い竹製品作成のための竹材を供給する体制を整備することが目的であるが、計画段階から竹製品を作成する民間企業は一社だけとなっており、その後、参加企業はない。 また、どの程度の利用(竹材の供給により竹製品が製作されたか)があったのかなどの把握がされていない。利用状況等について把握する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課) 民間企業(需要者)と森林組合(供給者)、県との 3 者による協議(平成 25 年 6 月)を行い、供給竹材の利用状況を把握し、今後の供給計画について確認し事業を実施することとした。</p>	<p>措置済み</p>

(8) 県産木材利用促進総合対策事業

オ 県産木材利用促進総合対策事業（補助金）

カ 監査結果

(ア) 平成 23 年 7 月末で、対象戸数 120 件、助成金額 60,000 千円となっており、当初予算の 50 件、25,000 千円を 70 件、35,000 千円オーバーしている。（最終的には、対象戸数 293 戸、助成金額 146,000 千円であり、243 戸、121,500 千円が交付決定されている。）

この予算超過の対応については、課や部内あるいは部間で調整はできているとの説明であったが、このような状況で、交付決定をすることは問題であり、検討の必要がある。

【意見】

(イ) 検査申請書は提出させておらず、検査日程等は電話等で調整しているとのことであるが、検査申請書を提出させる等記録として残しておくべきだと考える。

【意見】

(ウ) 検査結果について、検査で確認（検査）した書類等の名称や検査に立会した相手の所属、氏名あるいは他の検査職員などを記録するとともに、検査の状況、内容等についても記録として残しておく必要がある。

【意見】

(エ) 事業実施計画書の構造材使用内訳で、県産木材かどうかの判断ができないものがかなり見受けられるが、県産木材の使用割合は、補助金支給の判断上重要なチェック項目であり、必ず記載させるようセンター等への指導が必要である。

【意見】

(オ) 申請書の添付書類は、建築確認申請を行った図面のコピーを添付することとしているとのことであるが、確認印のない図面が散見されたので、指導を要すると考える。

【意見】

(カ) 平成 18 年度に始まった当該事業も 23 年度末までに対象戸数 903 戸、助成金額一律 500 千円の 4 億 5 千万円の助成となっている。この実績と所期の事業目的を照らし合わせ、事業の成果についての検証を

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

県産木材利用促進総合対策事業は平成 24 年度に既に廃止済みであるが、類似のやまぐち県産木材利用拡大総合対策事業において、平成 25 年度は当初予算を増額し、予算の範囲内で適正に事業を実施するよう改善を行った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

県産木材利用促進総合対策事業は平成 24 年度に既に廃止済みであるが、類似のやまぐち県産木材利用拡大総合対策事業において、意見の趣旨を踏まえ、検査日程が決まり次第、FAX 等で検査通知を行うなど記録として残す改善を行った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

県産木材利用促進総合対策事業は平成 24 年度に既に廃止済みであるが、類似のやまぐち県産木材利用拡大総合対策事業において、意見の趣旨を踏まえ、検査調書に検査書類の名称、立会者、検査内容を記入する欄を設け、改善を行った。なお、新たに記入欄を設けた項目については、適正に記録を行っている。

措置済み

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

県産木材利用促進総合対策事業は平成 24 年度に既に廃止済みであるが、類似のやまぐち県産木材利用拡大総合対策事業において、意見の趣旨を踏まえ、様式を変更するとともに、補助金交付申請書に県産木材産地証明書の添付を義務づける等の改善を平成 25 年 3 月 29 日付けの文書により行った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

県産木材利用促進総合対策事業は平成 24 年度に既に廃止済みであるが、類似のやまぐち県産木材利用拡大総合対策事業において、意見の趣旨を踏まえ、工務店等に確認印のある図面の提出を指導する等の改善を行った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

県産木材利用促進総合対策事業は平成 24 年度に既に廃止済みであるが、類似のやまぐち県産木材利用拡大総合対策事業

措置済み

行い、今後の施策に活かすことを考える必要がある。

【意見】

において、これまでの事業成果等の検証を踏まえ、予算の増額を行うとともに、県民の意向を反映させた取組内容とするなどの見直しを行った。

キ 優良県産木材認証業務（委託料）

ク 監査結果

山口県木材協会から平成 23 年 7 月 7 日付けで提出された月別実施状況報告書によると、6 月実績は累計で、対象戸数 76 戸、8 月 8 日付けの 7 月実績では、120 戸と当初予算の 50 戸を大きく上回っており、委託料の前払金の 50 戸分は既に消化され、後は、受託業者の立替金で処理されていると考えられる。

このような状況を放置しておくことの是非について検討をすべきである。

【意見】

（主務課・室 農林水産部企画流通課）  
意見の趣旨を踏まえ、平成 25 年度当初予算を増額し、適正に事業実施できるよう改善を行った。

措置済み

ク 監査結果

月別実施報告書は、契約では、翌月の 15 日までに提出することとなっており、提出日が確認できるように文書受付印を押印するなどし、受付日を明確にしておくべきである。

【意見】

（主務課・室 農林水産部企画流通課）  
意見の趣旨を踏まえ、報告書を受領した際は、受付印の押印を必ず行うよう改善を行った。

措置済み

(9) 木材利用加速化事業（森林整備加速化・林業再生基金事業）

エ 監査結果

(ア) 森林企画課

地域協議会の運営等については、県から山口県森林整備加速化・林業再生推進協議会（以下「協議会」という。）に補助金が交付されている。協議会は、各流域（森林計画区）に地域部会を設置し、地域部会の活動経費に補助金を充てており、活動経費について、県が要領で定める補助金の対象経費であると証明する書類等を整理することとしているが、協議会の県への実績報告書には、その書類等が添付されていなかった。

県は、証拠書類等を添付させ、経費が適正に処理されているか等を確認する必要があると考える。

【意見】

（主務課・室 農林水産部森林企画課）  
県への実績報告書に添付する資料として、経費を適正に処理していることが明確な証拠書類等の添付を平成 24 年 2 月 29 日付けの事務連絡により指導し、これらの証拠書類等により実績報告内容の確認を行うこととした。

措置済み

(イ) 岩国農林事務所（高性能林業機械等の導入）

a 補助金の申請、決定、交付手続き等の手順については、問題はないが、事業費総額については口頭での確認だけで実施している。

機械等の購入費用の 1/2 補助となるため、事業費総額について見積書を提出させるなどにより、確認しておく必要があるのではないかと考える。ただし、事務的には、予定していた購入費用が過大であった場合には、補助金額が 1/2 となるように減額決定がなされている。

【意見】

（主務課・室 農林水産部森林企画課）  
平成 24 年度事業より、補助金交付申請書に総事業費が確認できる見積書を添付させることとした。

措置済み

b 事業費（機械購入額）については、検査時に確認しているとのことであるが、請求書や領収書の写し

（主務課・室 農林水産部森林企画課）  
平成 24 年度より、検査時に契約書、請

措置済み

を保管していない。

事業費により補助金額が確定するため、検査時に写しを徴して保管すべきである。

【意見】

c 補助金交付通知により、機械等については、耐用年数到来までの処分等に制限がかけられている。しかし、取得した機械等が補助目的に合致した利用がされ、処分等もなされていないことの制度的な確認はされていない。補助金により取得した資産が適切に利用されていることを確認する何らかの手続きについて検討する必要があると考える。

【意見】

(ウ) 山口農林事務所（木材加工流通施設等整備）

補助金交付通知により、機械等については耐用年数到来までの処分等に制限がかけられている。しかし、補助により取得した機械等が補助目的に合致した利用がされ、処分等もなされていないことの制度的な確認はされていない。補助金により取得した資産が適切に利用されていることを確認する何らかの手続きについて検討する必要があると考える。

【意見】

(10) 木材産業等高度化推進資金

エ 監査結果

山口県木材産業等高度化推進資金運営規程第13条第2項では「合理化計画認定者は、計画の実施期間中、毎年度4月末日までに前年度の計画の実施状況について知事に報告しなければならない。」と規程されているが、一部の報告書の提出が5月となっていたものがあった。

【指摘】

(11) 財団法人やまぐち農林振興公社運営費貸付金

オ 監査結果

(ア) 貸付事務については、長期分については要領が作成されており、これに従って処理されているが、短期分については、伺い（起案）により処理している。短期的な貸付で、1年間での返済になるものは伺いで処理することが多いとのことであるが、実質的には返済ができない資金であるため取り扱いを長期分と考えて事務処理する必要がある。

【意見】

(ウ) 短期分については、3月末に公社が銀行借入を行い、一旦県に返済し、年度を超えた4月1日に再度山口県から公社への貸付形式をとっている。実際上は、借換への繰返しである。

【指摘】

8 全国植樹祭推進室

(1) 全国植樹祭推進事業

ウ 監査結果

平成23年度については、実行委員会の資金残高は、

求書、領収書等の関係書類の写しを検査復命書に添付することとした。

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

山口県森林整備加速化・林業再生事業実施要領を平成25年3月29日付けで改正し、「機械施設等の管理」及び「事業成果の報告」を規定するとともに、施設の利用状況を毎年度確認することとした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

山口県森林整備加速化・林業再生事業実施要領を平成25年3月29日付けで改正し、「機械施設等の管理」及び「事業成果の報告」を規定するとともに、施設の利用状況を毎年度確認することとした。

措置済み

(主務課・室 農林水産部企画流通課)

指摘の趣旨を踏まえ、認定者に事前に周知し、平成24年度報告分については、すべての認定者が4月末日までに報告した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

分収造林事業の課題・問題点を検証しながら、県としてどのような改善策を進めていくのかなど、今後の在り方について検討中。

改善途中

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

分収造林事業の課題・問題点を検証しながら、県としてどのような改善策を進めていくのかなど、今後の在り方について検討中。

改善途中

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

実行委員会への資金交付については、事

措置済み

平成 23 年 4 月 22 日～平成 24 年 4 月 12 日まで 50,000 千円を超えている。

このことから、必要資金に応じて、交付しているとは必ずしも言えない。実行委員会の資金残高について検討を行う必要がある。

【意見】

#### オ 監査結果

9 月 30 日に完成品が納入され、完成検査が行われているが、それ以降に、軽微な訂正の指示を受注業者に対して行っている記録が残っている。

記録によると、10 月 18 日頃に最終の納品が行われたことになっている。いったん 9 月 30 日で完成検査を行い、軽微なもの（主目的である設計には影響を及ぼさないもの）の訂正を行い、10 月 18 日に納品されている。担当者の確認は行われているものの、この時点での完成検査は行われていない。

軽微なものの訂正として 10 月以降に提出されている見積書については、完成品で積算されている単価の根拠となるものであり、軽微なものとした判断に問題があると考ええる。

【意見】

### 9 森林整備課

#### (3) 公益森林整備事業

#### ウ 監査結果

##### (イ) 周南農林事務所

補助金の申請、決定、交付等の手順は定められた手順によって行われていたが、補助金交付申請書の添付書類（収支予算書、位置図、現地写真）の添付がないものが一部みられた。

添付書類は、補助金交付の事前の判断の根拠となるものであり、申請書受付時等に確認し、添付を求める必要がある。

【意見】

##### (オ) 下関農林事務所

事業が条件どおりに行われたかについて、県（事務所）の検査員が事業主体（森林組合）の立会により、現地確認を行い「現地検査野帳」を作成することになっている。

その現地検査野帳には、立会者氏名を記載する欄が設けてあるが、森林組合名の記載のみで、立会者の氏名の記載のないものが散見されたので記載する必要がある。

【意見】

##### (カ) 萩農林事務所

補助金の申請、決定、交付等の手順は定められた手順によって行われていたが、補助金交付申請書の添付書類（所有者と森林組合とで委託を証する書類）の添付がないものがみられた。

これらの書類を補助金交付申請書に添付する必要があると考ええる。

【意見】

業の進捗状況や資金計画を踏まえ、第 3 四半期の資金交付を行わないなど進行管理を行ってきたところであるが、意見の趣旨を踏まえ、今後類似の事業を行う場合においては必要資金に応じた交付について検討を行う。

（主務課・室 農林水産部森林企画課）

全国植樹祭推進事業は平成 24 年度で既に廃止済みであるが、今後類似の事業を行う場合には、業務の進捗、製品管理の徹底を図り完成検査を行うよう室内で周知を図った。

また、完成検査実施後、成果品において軽微な訂正が生じた場合は、完成品の納入後、再度完成検査を行うよう室内で周知を図った。

措置済み

（主務課・室 農林水産部森林整備課）

指摘後、直ちに添付書類の整備を行った。

措置済み

（主務課・室 農林水産部森林整備課）

指摘後、直ちに立会者の氏名を追記した。

措置済み

（主務課・室 農林水産部森林整備課）

指摘後、直ちに添付書類の整備を行った。

措置済み

(4) 竹繁茂防止緊急対策事業

エ 監査結果

(ア) 各農林事務所共通

竹繁茂の伐採整備場所の選定プロセスについては方針や視点が定められているが、審査方法については各農林事務所決めており全庁的な統一プロセス、フォームなどが存在しない。

選定判断等についての統一的なプロセスやフォームを検討する必要がある。

また、複数の調査場所をまとめて（合併させて）実施するか否かの判断プロセスも明確にする必要がある。

【意見】

(主務課・室 農林水産部森林整備課)

事業実施箇所を選定するための審査方法について、統一的なプロセスやフォームを検討する。

また、竹伐採業務の発注規模の判断プロセスについて検討する。

改善途中

(イ) 下関農林事務所

再生竹除去は、伐採の翌年から最長3年間実施するが3年目の除去を省略しているものがあつた。

省略した理由を文書として残しておく必要がある。

【意見】

(主務課・室 農林水産部森林整備課)

指摘後、直ちに省略理由の文書を作成した。

措置済み

(ウ) 萩農林事務所

工事写真帳の写真や業務検査調書に添付されている写真には、概要が書かれている黒板と一緒に撮影がなされており大変わかりやすいのだが、撮影年月日の記載を行う必要がある。

【意見】

(主務課・室 農林水産部森林整備課)

成果品として県に提出する写真については、平成24年11月に「竹繁茂伐採等業務仕様書」により撮影年月日を明示する旨の記述を追加するとともに、請負業者に対し内容の周知を図った。

また、県の業務検査写真については、平成24年10月の課内会議において、撮影年月日を記載するよう職員に指導した。

措置済み

(5) 森林整備加速化事業

オ 監査結果

(ア) 周南農林事務所

- a 平成23年1月7日付け指令平22周南農林第1603号により交付決定を行った森林整備加速化・林業再生事業は事業の繰越が行われている。A森林組合からの繰越承認申請書に記載の繰越理由は「境界の確認に不測の日数を要し進捗が遅れたため、年度内完成が困難となった」とのみの記載であり、担当者しか具体的な背景が分からない理由記載では、申請書類として不十分と考える。

【意見】

(主務課・室 農林水産部森林整備課)

指摘後、直ちに補助事業者から繰越に至った具体的な背景などを記載した理由書の提出を求めるとともに、今後該当事案が発生した場合は、明確な理由を記載するよう、平成25年4月25日開催の管内市・森林組合担当者会議において資料を配付の上、周知を図った。

措置済み

- b 森林整備加速化・林業再生事業は、県から財団法人やまぐち農林振興公社へ補助金が交付され、当該公社から工事請負業者である各森林組合へ発注がなされている。実績報告書上は補助金交付額の支出があるように記載されており契約書もあるが、公社から最終業者への支払いの確認をすることや、定期的に公社の経理をチェックするなど、補助金交付先の事業者を適切に管理する必要があると考える。

【意見】

(主務課・室 農林水産部森林整備課)

支払いなどの経理状況について、指摘後、直ちに検査を行い、適正に処理されていることを確認した。また、平成24年10月に、本事務所事業担当職員に対し資料を配付の上、完了検査時に支払い状況等の確認を行うことにより適正な検査の確保に努めるよう、指導を行った。

措置済み

- b 利用者もしくは利用団体からの今後の利用計画

(主務課・室 農林水産部森林整備課)

措置済み



等を入手することで補助事業の効果測定等に活用ができ、事業効果の測定を定性的なもののみではなく、定量的な事業効果の測定について検討する必要がある。

【意見】

(イ) 萩農林事務所

a 平成23年5月11日付け指令平23萩農林第280号の森林整備加速化・林業再生事業は、間伐対象面積が変更(増加)となったことから、補助金交付額が増額変更されている。その理由は、他の農林事務所の執行残額を利用したとのことであり、一方、変更承認申請書には「当初計画より多くの事業地を確保できたため」との記載がなされている。間伐促進の効率性等もっと具体的な理由の記載を行う必要があると考える。

【意見】

b 森林組合から補助金実施報告書の提出がなされているが、事業費実績の根拠等を補助事業者に対して提示させるなど、補助事業者の経理状況をチェックすることを検討する必要があると考える。

【意見】

(ウ) 美祢農林事務所

a 平成23年6月16日付け指令平23美祢農林第386号の森林整備加速化・林業再生事業の一部事業について、変更がなされている。

その理由として、「当初申請箇所のうちイラカ線の一部が埋蔵文化財保護区域に該当していたため作業路の開設が困難となった。このため、文化財保護区域以外からの作業路の開設を検討することとしたが、地権者の特定及び承諾を得るのに相当な日数を要するため今年度の事業実施を見送る。」と変更理由書に記載がされている。

事業個所が埋蔵文化財保護区域かどうかは、事業開始前には当然分かっており、変更理由としては適当とは考えられない。

【指摘】

b 間伐及び林内路網整備の検査については、ともに山口県造林補助事業検査内規に準じて実施する旨定められているが、当該内規に拠った旨並びに具体的な項目について記載がなされていないので、記載内容について検討する必要があるものとする。

【意見】

10 水産振興課

(1) 沖合底びき網漁業未利用資源活用推進事業

ウ 監査結果

ふるさと雇用再生特別基金事業として、雇用の確保が

指摘後、直ちに定量的な事業効果を確認するため、補助事業者の実施計画を入手した。また、平成25年5月から当該計画に対する実施状況報告を月ごとに求めることを4月25日付けの通知文書(事務連絡)で定め、進捗管理を開始した。

(主務課・室 農林水産部森林整備課)

補助事業者に対し、指摘後直ちに具体的な内容を記載した変更理由書の提出を求めるとともに、平成24年11月9日付け通知文書により指導を行った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林整備課)

検査時の確認書類名を追記・保管することで事業費実績根拠の明確化を図るよう、平成24年11月の課内会議で周知を図った。

また、補助事業者に対しては、平成24年11月9日付け通知文書により検査方法や検査時に確認する書類を週知した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林整備課)

関係事業主体に対し、関係法令による規制について十分確認の上、事業を計画するよう文書による通知を行った。(平成25年4月文書通知)

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林整備課)

平成24年10月に、本事務所事業担当職員に対して資料を配付の上、具体的な検査項目や確認書類を検査調書に記載するよう周知を図り、以後の検査は、当該意見に沿った対応となっている。

措置済み

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

沖合底びき網漁業未利用資源活用推進

措置済み

主目的ではあるが、結果の検証も重要である。しかしながら、受託者から入手している「沖合底びき網漁業未利用資源活用推進事業実施報告書」の中の採算性の検証は、文章2行で抽象的にしか記載がなされていない。事業開始から3年を経過しており、結果を数値化してその効果を測定する必要があるものとする。

【意見】

(3) アサリ増殖推進事業

エ 監査結果

県はアサリ大型種苗の生産試験を実施するため、社団法人山口県栽培漁業公社（なお、社団法人山口県栽培漁業公社は、平成24年4月1日に公益社団法人に移行している。）との間で「平成23年度アサリ増殖推進事業（アサリ大型種苗量産化試験）実施業務委託契約」を平成23年4月1日に契約金額4,905千円で締結している。そして、平成24年3月27日に変更契約を行い、契約額を4,310千円と減額している。実費弁償による減額ということであるが、委託契約上はこのことについて明確に規定されていない。契約書上、そのことを明示する必要があるものとする。

【意見】

(4) キジハタ種苗生産推進事業

ウ 監査結果

(イ) 生産棟新築工事の変更契約については、止むを得ないものとするが、機械設備工事については、当初設計時において慎重な設計業務を行う必要があるものとする。

【指摘】

(5) 重要資源回復計画推進総合対策事業

エ 監査結果

(イ) 社団法人山口県栽培漁業公社からの実績報告書の経費金額は、実績金額ではなく、予算金額が入っている。実績金額で報告することにより、実際のコストを把握することができ、補助金の予算金額を見直す際の重要な情報となるものとする。

【意見】

(ウ) 取組支援事業として平成23年度当初予算の中に、小型機船底びき網シャワー設備導入支援事業及びアマダイ漁種転換支援事業があり、当初予算としてそれぞれ補助金が630千円と1,000千円が計上されていた。

しかし、補助金の希望がなく、実績がゼロとなっており、平成24年度からは事業を実施していない。

事前の漁業者の要望などとの調整が望まれる。

【意見】

(6) カイガラアマノリ養殖実用化試験事業

ウ 監査結果

本事業の中において、山口県漁業協同組合との間で「平成23年度カイガラアマノリ養殖実用化試験事業に係るカイガラアマノリ糸状体培養管理に関する業務」を

事業は平成22年度に既に廃止済みであるが、今後、類似の事業を行う場合には、事業実施者に対して採算性の検証及び効果の数値化についての報告を行うよう指導することとする。

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

当該委託契約書について、平成26年度から、契約書中に「委託費は実費弁償により確定する」旨を明記することとする。

改善途中

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

キジハタ種苗生産推進事業は平成23年度に既に廃止済みであるが、今後、類似の事業を実施する場合には、指摘事項を踏まえ、仕様の決定段階から慎重な検討を行うこととする。

措置済み

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

平成24年度の実績報告から、実績額を記入することとし、平成25年3月1日付けで事務連絡を発出した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

小型機船底びき網シャワー設備導入支援事業及びアマダイ漁種転換支援事業については、既に予算措置されていないが、類似の資源管理推進事業については、年度当初に、出先事務所を通じて現場への事業PRを行い、漁業者の要望の把握と事業そのものの認知拡大、さらに事業実績の確保に努めている。

措置済み

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

カイガラアマノリ養殖実用化試験事業は平成23年度に既に廃止済みであるが、平成25年度から類似のカイガラアマノリ

措置済み

委託契約している。契約日は平成23年3月28日であり、契約金額は1,000千円である。

契約金額の内容は、電気代、水道代、消耗品がその内訳となっており、山口県漁業協同組合の人件費は含まれていない。人件費については、緊急雇用創出事業により、県が直接、作業員と管理者を雇用し、また、水産研究センターの県職員が指導研修を行うため含めていないとのことである。実際の作業等の業務も県が雇用した作業員等が行い、業務委託先である山口県漁業協同組合の職員は関わっていない。

しかし、実際の業務を山口県漁業協同組合の職員が行わず、県の職員と県の雇用した作業員等が行うのであれば、使用されている委託契約書第1条の業務の内容（平成23年度カイガラアマノリ養殖実用化試験事業に係るカイガラアマノリ糸状体培養管理に関する業務）と実態とは乖離しているものと考えられる。

実態に即した委託契約書の内容にする必要があるものとする。

**【意見】**

(7) 水産動植物種苗生産業務等委託事業

エ 監査結果

(イ) 社団法人山口県栽培漁業公社からの平成24年4月19日の「種苗生産等業務処理報告書」によると、収入額と支出額が一致しており、支出（費用）項目で金額調整しているものと考えられる。

事業努力で浮いた管理料は事業者のものであるとしても、調整が行われておれば、そもそも指定管理料が高かったのか安かったのかの判断ができなくなる。

この点について県として指導を行う必要があるものとする。

**【意見】**

(ウ) 社団法人山口県栽培漁業公社の種苗生産等事業会計には、この指定管理事業の他、県からの受託事業があるが人件費の計上がなされていない。

また、同じく、栽培漁業推進対策事業会計にも人件費の計上がされておらず、社団法人山口県栽培漁業公社の指定管理事業以外の活動に係る人件費まで、この指定管理料に含まれている。

指定管理事業である種苗生産等業務委託における人件費について、厳密な積算を行った上で契約する必要がある。

**【意見】**

(8) 藻場・干潟保全活動支援事業

エ 監査結果

事業及び交付額の妥当性を適正に審査するため、内容について現地確認等を行っているが、補助金交付額の確定において、その記録が記載されていなかった。

**【指摘】**

(9) 内水面漁業活性化対策事業

生産技術開発事業において、人的・物的財産と施設の整った水産研究センターをさらに活用する必要があるという意見の趣旨を踏まえ、水産研究センターの施設を活用した開発事業を実施しているため外部委託は行っておらず、委託契約書は作成していない。

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

指定管理料は、過去3年間の魚種別生産原価に基づく生産経費と、指定管理に係る標準単価に基づく人件費により積算していることから、指定管理料は適切な方法及び金額で設定されていると考えている。

また、指定管理料の妥当性については、業務処理報告書で詳細な決算が提出されており、決算の妥当性を毎年度確認している。

措置済み

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

指定管理料において、既に量産化魚種に係る人件費を計上していることから、県からの受託事業には人件費を計上していない。

なお、(社)山口県栽培漁業公社の人件費は、種苗生産等事業のみに計上されていたことから、各事業について適切に人件費を計上するよう、平成25年度に指定管理者を指導する。

改善途中

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

藻場・干潟保全活動支援事業は、平成25年度から活動費の補助を廃止したため、活動実績の現地確認等はおこなわないが、今後類似の事業を行う場合には、指摘事項を踏まえ、現地確認等を行った際の記録を残すこととする。

措置済み

エ 監査結果

(イ) 社団法人山口県栽培漁業公社との間で「アユ人工種苗生産試験に関する業務」について、委託契約を交わしている。

この契約において、「アユの種苗生産実績があり、種苗生産試験が実施できるのは県内に当該法人1社」しかないので随意契約を行っており、当該法人から見積書の徴取を行っている。しかし、この見積書の妥当性を検討した記録が残されていないので文書として残す必要があるものとする。

【意見】

(ウ) 榎野川漁業協同組合との間で「アユ人工種苗中間育成業務」について、委託契約を交わしている。契約金額は1,100千円である。

この契約書の仕様書には「2 成果報告書(1)上記の生産結果をとりまとめた報告書を作成する。」と記載されているが、榎野川漁業協同組合は報告書を作成していない。実地検査を行ったため作成を省略したとのことであるが、「実地検査をしたことによって成果報告書の作成を省略できる。」との記載はないので、契約書どおり成果報告書の作成を求める必要があるものとする。

【指摘】

(10) 漁業経営体育成推進事業

エ 監査結果

(ア) 山口県漁業協同組合の統括支店10支店について、各取組事例の事業費の見積により、平均事業費として1支店につき500万円という積算となっているが、平成23年度開始の新規事業とはいえ、予算積算過程でもう少し精緻化した積上げをする必要があるものとする。

【意見】

(イ) 共同経営化・法人化に取組む漁業者グループが漁業経営の改善や共同事業による経営管理を図るため、補助対象経費として、パソコンやプリンター、FAXを含めている。補助金の交付事業目的の効率的かつ効果的な実施を図るため、補助対象経費の範囲について検討が必要とする。

【意見】

(11) ニューフィッシャー確保育成推進事業

エ 監査結果

(ア) 漁業就業者確保育成の補助金事業においては、事業実施主体が当初支出を予定している項目でも決算額がゼロとなっているものや、支出の予定の無かったもので決算額は金額が計上されているものなどがあった。

また、予算と実績の差異が数百万円乖離する項目もあり、予算の策定を厳密に行う必要があるものとする。

【指摘】

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

平成25年度以降は、「物品調達・業務委託等審査会設置要綱」に基づく審査会等を通じて、業者選定理由及び見積書等の妥当性を確認しており、当該審査会の審査結果等を文書として残している。

措置済み

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

委託事業の完了を実地検査により確認しているが、平成25年度から委託契約書に定める成果報告書と併せて事業の完了を確認することとしている。

改善途中

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

漁業経営体育成推進事業は24年度に既に廃止済みであるが、類似のやまぐちの水産力再生支援事業において、意見の趣旨を踏まえ、パターンを類型化して積上げを行う等の改善を行った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

より効果的な事業実施を図るため、平成24年4月に、パソコン・カメラ・ビデオなどの家電製品や消耗品(ランニングコストを含む)については、補助対象に含めない取扱いとする等の改善点をまとめた文書を発出した。

措置済み

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

事業実施主体に対しては、予算の積算過程において、精緻した積み上げを行うよう指導しており、また、事業実施に当たっては、計画的な事業実施により予算と決算に乖離が生じないよう、交付決定時及び進捗状況確認時に指導している。

改善途中

<p>(ア) このような予算と実績についての大きな差異項目について、審査時にどのような判断を行ったかの経過を文書化する必要があるものとする。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部水産振興課) 事業内容を精査し、平成 25 年度から、その審査過程を文書化することとしている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 新規就業者定着支援の補助金事業においては、事業実施主体が多数あるため、事業実施の確認は各水産事務所（振興局）が行っているが、補助金の額の確定時においても、事業実施の確認状況の記録が必要であるとする。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部水産振興課) 各水産事務所（振興局）の普及指導員が随時事業実施について確認を行っており、実績報告時の状況確認については、文書化を徹底するよう指導している。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(12) 離島漁業再生支援交付金事業 エ 監査結果 県としては交付金を市へ支給した後、四半期ごとに提出される進行状況報告書により状況を確認し、実績報告書の書面審査は行っている。 集落への直接的な交付は市を通して行われる。この事業費には県からの交付金も含まれており、県としてもこの離島漁業再生支援事業が立案された計画どおりに実施されているかを検証する必要があるものとする。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部水産振興課) 離島漁業再生支援事業が立案された計画どおりに実施されているかを検証するため、平成 24 年 12 月に遂行状況確認に係る方針協議を行い、その協議結果に基づき、平成 24 年度から関係市町の実施状況の確認に併せて、県も現地確認を行った。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成 13 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

( そ の 1 )

### 1 包括外部監査の特定事件

公営企業(企業局)の財務及び経営管理

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 工業用水道事業について</p> <p>(2) 小瀬川第2期工業用水道について</p> <p>ア 給水開始以降の未稼働部分に対する建設利息について</p> <p>給水開始以降の未稼働部分に対する建設利息は、費用処理を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>イ 弥栄ダムに係る計画水量 32,000 m<sup>3</sup>/日について</p> <p>弥栄ダム水源施設は事業化しておらず、先行水源として取得したものであるが、固定資産仮勘定で処理している。しかし、建設休止事業との違いが明確でないという意味で妥当な処理ではなく、工業用水道での事業計画が明確になるまでは、水源として区分し処理するか、又は一般会計で保有するか、適切な情報を開示するという観点からも、検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>ウ 財政負担について</p> <p>財政負担については、一般会計への償還が始まる平成 31 年度以降多額の資金が必要となるが、現状では償還財源調達の見込みがないことが想定され、県の財政負担となる可能性があるため、県が負担することにつき県民の理解を得ることができるよう努力するとともに、具体的行動が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 企業局総務課)</p> <p>平成 25 年度から弥栄ダム水源施設が企業会計から一般会計へと変更となったことに伴い、企業会計及び一般会計において、費用処理の必要がなくなった。</p> <p>(主務課・室 企業局総務課)</p> <p>指摘を踏まえ、平成 25 年 3 月末に、弥栄ダム水源施設は、企業会計から一般会計へと変更した。</p> <p>(主務課・室 企業局総務課)</p> <p>県民の理解を得ることができるよう、先行水源取得分については「県民共有の貴重な財産」である旨を議会で説明した。(平成 25 年 2 月)</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

## 平成 15 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

( そ の 3 )

- 1 包括外部監査の特定事件  
財政的援助団体等の財務事務及び事業の管理
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第2 財団法人山口県教育財団</p> <p>4 外部監査の結果</p> <p>(2) 会計区分ごと、事業所ごと施設ごとの個別監査結果</p> <p>エ 受託事業特別会計について</p> <p>(ア) 視点</p> <p>出えん団体が受託する場合は、県に代わって事業運営しているかを常に念頭に置き、県に対して設備の利用可能性の進言までできる状況の下で、受託事業を実施しているの でなければなら ないと考える。また、県としてもこのことを含めて、事業委託を検討しなければ意味がない。いろいろな要素を組み合わせ、よりよい委託方法を見つけていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 教育庁教育政策課)</p> <p>該当施設は、利便性の向上や効率的な施設の運営を図るため、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、現在の指定管理者である公益財団法人山口県ひとづくり財団の運営計画に基づき、適切な施設運営、事業展開の確保に努めている。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成 16 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 1 包括外部監査の特定事件  
一般会計の補助金の財務の執行について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 個別事項</p> <p>(4) 保健体育課が所管する補助金</p> <p>サ 国体中国ブロック大会施設整備</p> <p>(ウ) 意見</p> <p>b カヌー競技の仮設コースは5年に1度の開催ごとに費用が発生することとなる。河川法の許可が得られないこと等の問題から困難性はあるもののカヌー競技場の常設化については他県での実施も含めて検討が必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部スポーツ・文化局スポーツ推進課)</p> <p>平成 23 年の山口国体開催時に施設整備を行ったことから、今後、本県で開催する際にはそのコースを活用する。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成 19 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 1 包括外部監査の特定事件  
公の施設の管理及び指定管理者制度の運用の状況について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(3) 指定管理者制度導入施設</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">指定管理者制度導入各施設</p> <p>オ 維新百年記念公園</p> <p>(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見</p> <p>b 意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の履行確認について 公園施設で管理面積が大きく、履行された場所等を具体的に特定化することが難しい。履行の状況が検証可能な記録方法を検討する必要がある。 <b>【意見】</b></li> </ul> <p>カ 柳井ウェルネスパーク</p> <p>(イ) 指定管理者制度の管理事務</p> <p>d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見</p> <p>(a) 意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定理由の公表について 山口県立都市公園指定管理者選定委員会における審査の方法及び選定の経緯についての報告書が作成されておらず、また選定理由の公表もなく、審査の透明性が確保されていない。 <b>【意見】</b></li> <li>・平成 19 年度の指定管理料の増額により、4 年間の指定管理料の総額 67,292 千円を超えることが確実になっている。所管課は、最終年度(4 年目)に金額の変更の手続きをする予定ということであるが、金額変更の合理的な理由及び根拠を明確にし、県民の理解が得られるようにする必要がある。 <b>【意見】</b></li> </ul> <p>(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見</p> <p>b 意見</p> <p>(b) 契約関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約期間の合理性について 柳井市契約規則では機械警備の長期継続契約は可能であるので、長期継続契約を検討すべきである。 <b>【意見】</b></li> </ul>	<p>(主務課・室 土木建築部都市計画課)</p> <p>平成 22 年度より、作業場所や内容の詳細が把握できるよう、図面・写真を添付し作業日誌を整理したことにより、履行状況の検証が可能となった。</p> <p>(主務課・室 土木建築部都市計画課)</p> <p>平成 22 年度の指定に際しては、報告書の作成・選定理由の公表を行った。(平成 21 年 11 月)</p> <p>なお、柳井ウェルネスパークは、平成 24 年 4 月 1 日より、柳井市へ移管された。</p> <p>(主務課・室 土木建築部都市計画課)</p> <p>平成 21 年度の指定管理料の増額分は、新たに供用開始された公園施設の維持管理費であり、増額の理由や根拠を整理した上で、同年度の 2 月議会で承認を得た。</p> <p>なお、柳井ウェルネスパークは、平成 24 年 4 月 1 日より、柳井市へ移管された。</p> <p>(主務課・室 土木建築部都市計画課)</p> <p>長期継続契約について検討中であったが、柳井ウェルネスパークは、平成 24 年 4 月 1 日より、柳井市へ移管された。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>



## 平成 20 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

情報システムに係る財務事務の執行及び事業の管理について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p>		
<p>1 総括意見</p>		
<p>(3) 情報システム全体の最適化と人材の確保</p>		
<p>ウ 改善案</p>		
<p>(ア) 職員数見直しの必要性 各所管の責任者やITアドバイザーとの役割分担を明確にし、情報システムの企画及び総合調整に係る業務内容及び時間を具体化し、組織的な必要人数を見直す必要がある。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部情報企画課) 平成24年11月に「山口県情報システム全体最適化方針」を策定し、IT統制のあり方、情報企画課が果たすべき役割等を定め、組織的な必要人数を見直した結果、調整部門には平成24年度に1名の増員を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 人材育成の基本方針の明確化 必要とすべき専門能力・知識や役割を明確にし、課としての人材育成の基本方針を定め、計画的な分掌事務の交替やIT研修参加を行う必要がある。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部情報企画課) 平成25年3月に「情報企画課人財育成等基本方針」を策定し、中長期的な視点に立った人事配置とするため計画的に分掌事務を見直すとともに、職場研修や派遣研修の参加を計画的に行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 人材育成の基本方針の明確化 職員の育成が困難であると考えられる場合には、情報通信技術に卓越した職員の採用等を検討するなど人材確保の方針を明確にする必要がある。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部情報企画課) 平成25年3月に「情報企画課人財育成等基本方針」を策定し、専門職員の確保に努めることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 人事異動サイクル IT専門家を育成するため、情報企画課において特別な人事ルールを適用できないか、人事担当部局と協議する必要がある。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部情報企画課) 平成25年3月に「情報企画課人財育成等基本方針」を策定し、中長期的な視点に立った人事配置への配慮に努めることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 情報システム全体の最適化に係る組織的承認 情報企画課が情報システム全体の統括組織として、効率的なシステム構築、有効性及びセキュリティ管理を行うためには、各所管課の利害調整及び現行業務の抜本的見直し、さらには組織変更等が必要と考えられる。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部情報企画課) これまで現行業務において明確でなかった全体最適化の観点から庁内システムの総合調整を図ることとし、平成24年11月に「山口県情報システム全体最適化方針」及び「山口県情報システム整備手順」を策定し、統括組織としてIT統制のあり方、情報企画課が果たすべき役割等を定めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 情報システム全体の最適化に係る組織的承認 情報企画課の職員数の増員やスキル・知識を充実させるだけでは不十分で、強力な組織権限が必要である。 【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部情報企画課) 平成24年11月に「山口県情報システム全体最適化方針」及び「山口県情報システム整備手順」を策定し、システムの企画か</p>	<p>措置済み</p>

- (4) 情報システム全体の最適化に係る組織的承認  
 今後進めようとする各種の情報システム化や現在各所管課が運用している既存の情報システム等との調整を図り、中・長期的な県全体の情報化推進方針を明確にする必要がある。

【意見】

2 契約事務の合規性及び経済性

- (3) 個別的事項（契約事務の合規性及び経済性）

ウ 市町課所管のシステム

- (イ) リース契約範囲の妥当性

情報機器のリース契約及び設置工事業務の委託契約の経済合理性を確保するため、設置工事費用はリース契約には含めず、工事契約として別に締結することを検討する必要がある。

【指摘】

3 情報システムの構築及び運用の効率性

- (3) 全庁的事項（システム構築効率化の分析・検討）

イ 汎用機基幹システムのダウンサイジング

- (エ) 意見

現状では、各所管課における開発環境、開発言語及びシステム構成等に統一性がなく、プラットフォームが整理されていない状況にあり、ダウンサイジング化によるコスト削減には限界がある。今後の改善については、ベンダーロックを排除し、競争性が有効に機能する環境を整備するため、互換性の高い開発言語及び開発標準の採用とともに、県全体の情報システム化について、企画・開発を統括して、組織的な情報共有化及び標準化を図る必要がある。そのためには、情報システムの企画及び総合調整という役割を担う情報企画課が、情報システム構築の効率化を図る統括組織として、全庁的な観点から、情報システムの全体構想や導入システムの優先順位

ら構築・運用まで情報企画課において統括するとともに、全体最適化の観点からシステムの検証を行うこととした。

(主務課・室 総合企画部情報企画課)  
 平成 24 年 11 月に「山口県情報システム全体最適化方針」を策定し、中・長期的な県全体の情報化推進方針を定めた。

措置済み

(主務課・室 総合企画部市町課)  
 検討した結果、住民基本台帳ネットワークシステム・山口県ネットワークの運用・保守を行うに当たっては、第一にセキュリティの確保が求められるため、ネットワークの構成やその構成機器の情報及び設定状況、ネットワークの運用等について知り得る者を極力限定する必要があることから、機器リース契約と設置工事契約を別契約とすることは情報セキュリティ上、困難と判断した。さらに、見積書の詳細内訳を精査して、工事費用相当額が過大でないことを確認し、工事契約を別契約とすることが必ずしも契約の経済合理性につながらないと判断した。

措置済み

なお、平成 20 年 3 月から平成 25 年 2 月までの旧リース契約とは異なり、平成 25 年 3 月に契約した新規リース契約では、リース切れの機器を再利用するなど、契約の合理化による賃借料の圧縮により年間約 1,900 万円の経費削減につなげることで、契約の経済合理性の確保を図るよう努めている。

(主務課・室 総合企画部情報企画課)  
 平成 24 年 11 月に「山口県情報システム全体最適化方針」を策定し、情報技術の標準化の方針を示すとともに、システムの仕様等の妥当性について、企画段階から検証することとした。

措置済み

の検討、BPRを含む業務改善といった企画・開発の可否判断を行う必要があると考える。

【意見】

(4) 共通的事項 (情報システム構築・運用の効率化)

イ 情報システムの一元管理

ソフトウェアの管理については、全庁的な管理方針及び統一的手続を定める等、情報企画課による情報システムの一元管理ができる環境を整備する必要がある。

【意見】

オ 委託業者実施の開発テスト結果の評価

開発業者のテスト結果報告書を客観的に評価するためには、開発テスト評価のチェックリストを作成し、これをITアドバイザーに報告して評価を受ける等の方法で対応する必要がある。長期的には、情報システム開発の知識・経験のある職員の育成又は採用を行い、県独自の方針に基づいた開発テストの評価ができる組織体制を整備していく必要がある。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

平成24年11月に「山口県情報システム全体最適化方針」を策定し、ソフトウェアの一元管理について全庁的な管理方針を定めた。

措置済み

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

開発テスト評価のチェックリスト作成やITアドバイザーによるテスト結果の検証については、平成25年3月に改訂した「山口県情報システム開発と運用の手引き」に定めた。

措置済み

また、人材育成等については、平成25年3月に「情報企画課人材育成等基本方針」を策定し、将来を見据えた情報化施策を推進できる高度な専門スキルや経験を有する職員の育成・確保に努めることとした。

4 情報システムの有効性

(3) 全庁的事項 (情報システムの有効性)

ア システム構築前の有効性問題

(ア) 構築する情報システムの優先順位付け

限られた予算の中でIT投資効果の確実性を合理的に判断するため、システムの有効性の目標数値及び県の情報化施策との関連性等、優先順位付けの全庁的な基準を設け、構築すべき情報システムの優先順位を明確にする必要がある。

【意見】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

IT投資経費の節減と効率的・効果的な開発を図るため、平成15年度から実施しているITアドバイザー事業に加え、平成24年11月に「山口県情報システム全体最適化方針」及び「山口県情報システム整備手順」を策定し、本県の情報システムの効率性の向上、妥当性の確認及び安全性の確保を図るとともに、情報企画課において、情報システムの構築・運用状況を把握し、総合調整を行うことで情報システムの優先順位等の調整を図ることとした。

措置済み

(ア) 構築する情報システムの優先順位付け

全庁的な観点から構築すべき情報システムの優先順位付けは、情報企画課等が中心となっていく必要がある。ITアドバイザー業務は、この業務をサポートする役割を担うことが求められる。

【意見】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

情報企画課は全庁的な観点から、庁内の導入システムの構築・運用状況を把握して情報システムの優先順位等の調整を図っており、ITアドバイザー業務は、システム所管課が財政課へ予算要求するための見積書等を検証することとしている。

措置済み

(4) 個別的事項 (個別システムの有効性分析)

ア 行政事務の効率化を主たる目的とするシステム

(ア) YSN (情報企画課) の有効性評価

c 有効性評価の改善案

YSNの導入目的の意義が薄れていないことや導入コストを上回る効果があることを県民に

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

本県では、YSNを活用して、民間事業者による情報通信基盤の整備を促進してき

措置済み

説明するためには、定性的な説明だけでなく、有効性に係る指標データの分析に基づいた定量的な説明を用いる必要がある。ただし、Y S Nは、ネットワーク基盤であるという性質上、その有効性を評価するに当たっては、「どのような指標を設定した上で、どのように現状を把握し、どのようにそれを分析するか」と言った評価手法は確立されていない現状にあることから、まずは、有効性評価の手法を検討する必要があると考える。

【意見】

たが、最近の情報通信技術の進展に伴い、通信の更なる高速化への対応が県民生活に不可欠なものになりつつある。総務省では、都道府県ごとのブロードバンド世帯カバー率や超高速ブロードバンド世帯普及率を公表するようになった。こうした中、今後は超高速ブロードバンド世帯カバー率を指標として設定し、その達成状況及びY S Nの貢献度（Y S Nの活用により超高速ブロードバンドエリアとなっている世帯割合）によってY S Nの有効性を評価する。具体的には、超高速ブロードバンド世帯カバー率等を記載した評価シートを年1回作成し、Y S Nの有効性を評価・検証する。

## 5 情報セキュリティ

### (4) 共通の事項（情報セキュリティ管理）

#### ア 情報セキュリティの管理体制

##### (ウ) 重要情報の棚卸

職員自ら作成した個人情報等の重要な内容が記載された重要情報については、全庁的に統一的な管理を行うため、台帳等を整備して重要情報の網羅性を確保し、定期的にその棚卸しを実施する必要がある。

【意見】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

平成22年4月に「情報セキュリティ利用者実施手順」を策定し、管理台帳を作成して在庫管理し、定期的に棚卸しを実施するよう定めた。

措置済み

#### イ 人的セキュリティ

##### (ア) 情報セキュリティポリシー研修

職員の情報セキュリティ意識を高めるためには、非常勤職員を含めたすべての職員がセキュリティ研修へ参加することが重要であり、一定時間の情報セキュリティ研修を義務化する等の検討が必要である。

【意見】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

常勤職員については、全職員をセキュリティ研修の対象とし、かつ、受講通知に過去3年間の未受講者を優先することを明記することで、全職員が参加できる環境を整備した。

措置済み

また、非常勤職員については、年度始めに開催される人事課による臨時的任用職員研修のテーマに情報セキュリティを追加した。

#### ウ 物理的セキュリティ

##### (ウ) 情報機器の一元的管理

情報機器の紛失等による情報漏えいを防止するには、様式を統一した情報機器管理台帳を整備し、情報機器を調達した以降の修理・交換、除却・廃棄といった変更内容が適時に当該管理台帳に反映される仕組みを構築した上で、定期的に現物確認を行い、当該管理台帳とを照合・確認する手順を整備する必要がある。現状の業務を前提とすると、物品管理システムと情報機器管理台帳への入力という重複した作業が生じており、極めて非効率であることから、情報機器の効率的かつ的確な管理のあり方も併せて検討する必要がある。

【意見】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

平成22年4月に「情報セキュリティ標準実施手順」を策定し、情報資産台帳を整備して定期的に現物と照合するよう定められているが、情報セキュリティーポリシーの観点から、目的の異なる物品管理システムと同一とすることには問題がある。情報機器の管理については、引き続き、情報セキュリティポリシーに基づき、適切に管理することとする。

措置済み

なお、毎年度実施する情報機器の現況調査の調査内容を詳細化し、効率的かつ的確な管理を図るよう努めている。

#### オ 情報システムの運用

##### (イ) 緊急時対応

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

<p>全庁的に統一した情報資産の重要性分類を行い、リスク分析を実施して、これに基づいた緊急時対応の基本方針及び具体的方策を定め、定期的の方針及び内容の見直しを行う必要がある。特に、県政全体に重要な影響を与えるシステムに係るバックアップデータについては、遠隔地保管も検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;"><b>【意見】</b></p>	<p>平成25年3月に「山口県情報通信部門の業務継続計画」(ICT-BCP)を策定し、緊急時対応の基本方針、具体的方策を定めた。また、税務・財務等の基幹システムのバックアップについては、平成23年7月に遠隔地保管の仕組を整備した。</p>	<p>措置済み</p>
--	---	-------------

## 平成 21 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の管理に関連するものに限る。)について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2 普通財産の管理</p> <p>(3) 普通財産の貸し付け</p> <p>エ 貸付普通財産(土地)の現地調査</p> <p>(カ) 美祢高等学校敷地</p> <p>b 減免の妥当性</p> <p>無償貸付としているが、行政財産と違い、普通財産には減免の明確な基準がないため、評価できない。行政財産と同様、普通財産の貸し付けにおいても具体的な減免基準を設ける必要がある。</p> <p>なお、行政財産の取り扱いを適用すれば、50%の減免となる。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 教育庁教育政策課)</p> <p>平成22年度に普通財産貸し付け料の減免見直しを行い、新規貸付については、無償貸付は原則廃止、減額貸付は減額率を縮小して貸付を行う等、新たな基準により適正化を図った。</p>	措置済み
<p>3 未利用財産に登録されている土地(普通財産・行政財産)</p> <p>(2) 売却予定の未利用土地</p> <p>ア 金額的重要性の高い長期未利用土地</p> <p>(サ) 蟹倉職員公舎跡地(長期未利用土地)</p> <p>b 今後の方針・計画</p> <p>当該未利用土地の今後の方針としては、未利用財産処分計画上、平成23年か24年に売却予定とされている。未利用地の保有コストを意識して早期売却を実現するためには、売却できない原因を検証し、売却促進に向け努力する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総務部管財課)</p> <p>改めて調査・検討を行ったところ、現状での売却は、地下埋設物等の存置等によるトラブル発生の可能性が極めて高いことが判明した。撤去等には多額の費用が必要であり、費用対効果を検討した結果、売却不適物件として整理することとした。</p>	措置済み
<p>イ その他の長期未利用土地</p> <p>(オ) 山口宇部空港事務所長公舎跡地(その他の長期未利用土地)</p> <p>b 今後の方針・計画</p> <p>当該未利用土地の今後の方針としては、未利用財産処分計画上、平成23年か24年に売却予定とされている。しかし、未利用地の保有コストを意識して早期売却を実現するためには、売却できない原因を検証、売却促進を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 土木建築部港湾課)</p> <p>改めて原因を検証し、検討した結果、進入路がなく、囲繞地であるため、売却困難物件として整理することとした。</p>	措置済み
<p>4 行政財産の有効利用</p> <p>(9) 警察署再編と未利用・低利用施設</p> <p>エ 個別的事項</p> <p>(イ) 山陽小野田警察署 厚狭幹部交番(旧厚狭警察署)</p>	<p>(主務課・室 警察本部警務部会計課)</p>	

警察署の統廃合に伴い生じた低利用・未利用の幹部交番について、どのような有効利用を図るか全体的な見直し、統一した対応をする必要がある。

幹部交番については、未利用・低利用部分がかなりあると考えるが、警察施設という特殊性を前提に、どのような有効利用を図るのか、県警察としての考え方をまとめる必要がある。

特に、厚狭幹部交番は、殆ど毎日、道場を開放しており、幹部交番においては、警察の特殊性という理由は根拠に乏しいので、再度、有効利用についての検討をする必要がある。

【意見】

(オ) 長府警察署 豊田幹部交番 (旧豊田警察署)

警察署の統廃合に伴い生じた低利用・未利用の幹部交番について、どのような有効利用を図るか全体的な見直しを図り、対応を決定する必要がある。

又、幹部交番により、未利用財産 (低利用財産) の目的外使用等に対する考え方がそれぞれであり、早急に統一したものを出す必要がある。

【意見】

5 公有財産 (土地・建物) 管理に関する過年度包括外部監査の是正措置の状況

(3) 措置状況が「改善途中」と判定されているもの (個別事項)

ウ 企業局

(ウ) 小瀬川第2期工業用水道における弥栄ダム水源施設 (平成13年度・企業局)

過去の監査意見の趣旨は、先行水源取得分と建設休止分との違いが明確に開示されていないことから、弥栄ダム水源施設が将来の用水需要に備えた先行水源であることを正しく情報開示し、保有することの必要性を示すというものである。

しかし、県が示した措置状況の内容は、弥栄ダム水源施設の利活用方法についての説明であり、外部監査結果の趣旨に沿った未措置理由が説明されていない。

この点については、現時点では、制度上、建設仮勘定に計上する方法しかないが、「企業局概要」(ホームページ上も公開)においては、先行水源取得分と建設休止分との違いについてわかりやすい説明を加えるよう努力しているとのことである。従って、この内容を未措置の理由として説明する必要があった。

【意見】

(エ) 小瀬川第2期工業用水道における弥栄ダム水源に係る企業債の償還等 (平成13年度・企業局)

県が実施してきた措置への取り組みとして、先行水源に係る政府要望が行われている。それも必要ではあるが、より重要な県民への説明責任が十分果たされていないと思われる。

弥栄ダム水源の具体的な用途が長期間決まらないこと、又、弥栄ダム水源施設に係る企業債の償還等

これまでの運転免許講習会場・各種協議会場及び庁用物品倉庫としての利用に加え、猟銃講習会の会場や警察関連団体の事務所として空き室の利用拡大を図った。

幹部交番を含む警察施設における目的外使用の適正な取扱いについて、平成22年6月10日付けの事務連絡により、指示、徹底した。

措置済み

(主務課・室 警察本部警務部会計課)

これまでの運転免許講習会場、大規模事件捜査会議室及び物品倉庫、文書庫等として利用している。

幹部交番を含む警察施設における目的外使用の適正な取扱いについて、平成22年6月10日付けの事務連絡により、指示、徹底した。

措置済み

(主務課・室 企業局総務課)

県民の理解を得ることができるよう、先行水源取得分については「県民共有の貴重な財産」である旨を議会で説明した。(平成25年2月)

措置済み

(主務課・室 企業局総務課)

県民の理解を得ることができるよう、先行水源取得分については「県民共有の貴重な財産」である旨を議会で説明した。(平成25年2月)

措置済み

を行うためには、一般会計からの借り入れ、つまり  
県の財政負担が必要であることについて、県民の理  
解を得るための合理的説明を行う必要がある。

【意見】



## 平成 22 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査結果に係る措置状況について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2 未収金の管理</p> <p>(4) 中小企業高度化資金貸付金</p> <p>ア 中小企業高度化資金貸付金（経営金融課）</p> <p>(ウ) 延滞債権区分の貸付先（9組合）</p> <p>b 貸付先BB（延滞債権）</p> <p>(d) 抜本的対応策の必要性</p> <p>② 連帯保証人への請求の検討</p> <p>担当課は、連帯保証人への請求については、弁護士との指導を得ながら、今後も効果的に行うことを方針として掲げている。連帯保証人への効果的請求に関して、参考にし実行した弁護士の意見については、全庁的な対応策として具体化し、今後の類似案件に活かすことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>f 貸付先II（延滞債権）</p> <p>(b) 延滞の原因分析</p> <p>高度化資金の貸付趣旨（中小企業振興）から、ある程度リスクを県が負うことはやむを得ない。しかし、結果的に貸付金が延滞に陥った場合、県として原因分析を行い、対応可能原因と対応不能原因に分類し、対応可能原因については今後の貸付審査等に反映させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>(7) 福祉目的の貸付に起因する未収金</p> <p>ア 母子寡婦福祉資金貸付金（こども未来課）</p> <p>(エ) 滞納債権区分別の対応状況</p> <p>b 債権区分B（不定期かつ少額の返済中であり、当初の償還計画に全く追いつかない者）</p> <p>(a) 大口滞納案件 a</p> <p>① 連帯保証人に対する通知等</p> <p>滞納後、連帯保証人への通知はされていない。不定期納付の場合、マニュアルによれば、連帯保証人から借受人・連帯借受人への指導を依頼（電話・文書）することになるが、されていない。特に、この案件の債務者は、現在、学校卒業後、看護師（正看）として仕事に就いており、償還意識の薄さ、不誠実さが滞納の原因である。このような滞納者に対しては、福祉的配慮は不要であり、連帯保証人に対して分納増額の指導を要求すべきである。</p>	<p>（主務課・室 商工労働部経営金融課）</p> <p>平成 25 年度に、債権回収会社に委託し、連帯保証人を対象に債権回収を図っている。また、この取り組みの中で全庁的な債権回収の対応策に活かすことが出来る部分については、債権管理統括部署である税務課と連携し情報提供等を行う。</p> <p>（主務課・室 商工労働部経営金融課）</p> <p>貸付金が延滞に陥った原因については、中小企業診断士の診断等により原因分析を行っており、今後新規の貸し付けを行う場合は、対応可能原因を貸付審査等に反映させる。</p> <p>（主務課・室 健康福祉部こども未来課）</p> <p>借主本人が、本資金を活用し資格取得後就職していること等から、返済能力を有していると判断できる。</p> <p>しかしながら、納付交渉にも応じる意思がなく、自主的な返済の見込が無いことから、連帯保証人への働きかけではなく、直接借主本人に対し訴えの提起をし、和解が成立し、分納中である。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

そして、借受人・連帯借受人が分納額の増加等に応じない時には、連帯保証人に請求することを検討する必要がある。

【指摘】

d 債権区分D（生活困窮等の理由により、納入能力がない状態にある者（生活保護）又はこれに準じる状態にある者で、その状態が消滅時効完成時期以降も続くと認められる者）

(b) 大口滞納案件1

② 連帯保証人への対応

平成4年8月に連帯保証人に面接した際に、「連帯保証人になった覚えはないと言っている。」とのことである。その後も連帯保証人宅に訪問、電話しているが、債務者本人の所在が不明になってからは、連絡はされていない。この事実を管理台帳に記載し、管理者の承認を受ける必要がある。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)  
「共通的な債権管理ガイドライン」の「11 所在不明の債務者の調査、死亡した債務者の相続調査」に従い、償還指導状況を管理台帳に記載し、管理者の承認を受けた。(平成25年6月)

措置済み

4 基金の管理

(14) 山口県障害者自立支援対策臨時特例基金（障害者支援課）

イ 基金規模の妥当性

基金創設以降の積立額（利息を含む）は合計で4,436,788千円であり、これに対する基金取崩による事業への交付は1,226,989千円（約27.7%）である。従って、平成21年度事業実施後の基金残高3,209,441千円は、それまでの利用実績から見ると限り過大と言える。

平成22年度末に国の追加交付を受けて、事業計画は、平成22年度及び23年度において2,629,234千円の支出が見込まれているが、これまでの使用実績から見てその実現には疑問が残る。

将来の基金充当事業について具体的な実施時期と金額を示した計画はあるが、平成21年度末までの支出実績からみて、現在の基金残高は必要な額とは言えない。

なぜ、基金の使用実績が計画よりも少ないのか、その原因を分析し、事業メニューに問題があるのであれば、県の実態に合った事業への使用ができるよう国に改正等の働きかけをする必要があると考える。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部障害者支援課)  
本基金による事業の執行は、平成24年度をもって終了しているが、意見の趣旨を踏まえ、平成23年度における国の追加交付受け入れを、実態に沿った適切な計画に基づき実施することで、基金残高の減少に努めた。

措置済み